

**「発信者情報開示の在り方に関する研究会」
最終とりまとめ(案)に対する意見募集結果**

2020年12月21日

発信者情報開示の在り方に関する研究会

「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2020年11月14日(土)~2020年12月4日(金)

○ 意見提出数:39件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	一般社団法人 日本レコード協会	10	大阪府 府民文化部 人権局
2	一般社団法人 テレコムサービス協会	11	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
3	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	12	電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会
4	ソフトバンク株式会社	13	楽天株式会社
5	日本ネットワークイネイブラー株式会社	14	株式会社KADOKAWA
6	LINE 株式会社	15	一般社団法人 MyDataJapan
7	株式会社 NTTドコモ	16	KDDI 株式会社
8	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	17	弁護士(3件)
9	一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構	18	個人(20件)

**「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ(案)」
に対する意見及びこれに対する考え方(案)**

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

<第1章 発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について>

1. 検討の背景等

意見 1-1 研究会における議論全体への賛同	考え方 1-1
<p>昨今、インターネット上において名誉毀損をはじめとした権利侵害投稿が社会問題化している。特に、誹謗中傷をめぐる状況については大変遺憾であり、ソーシャルメディアサービスを提供する企業として、業界団体等と連携しながら健全な利用に向けた取り組みを進めているところ。</p> <p>インターネット上における権利侵害情報の流通の増加等を踏まえ、今般、政府において発信者情報開示の在り方について検討が進められ、被害者救済に資する方策が熟議されたことについて賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>より円滑な被害者救済を目的とした、発信者情報開示の対象拡大および新たな裁判手続の創設について、今後法省令改正や制度設計等の具体的検討が進められることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	

2. 発信者情報開示の概要	
意見 2-1 現行制度における課題に関する賛同	考え方 2-1
<p>現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加していること及びアクセスプロバイダが保有する IP アドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性があることに同意する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>発信者情報がプロバイダから裁判外で（任意に）開示されることはそれほど多くはなく、裁判手続に多くの時間・コストがかかり救済を求める被害者にとって大きな負担となっていることについて同意する。それに加えて、被害者に弁護士費用や登記費用等の多大な金銭的負担が生じていることもついても付言する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
意見 2-2 その他の課題に関する意見	考え方 2-2
<p>仮処分の際に担保金が必要であり、その返還を求めるためにコンテンツプロバイダにも本訴を提起する例が多く見られるようであり、開示請求者はその点でも負担を強いられていることを見落とすべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>IP アドレスからアクセスプロバイダでの発信者情報開示が技術的に困難ないし不可能な場面は、もっときちんと調査して明確にすべきである。発信者情報開示制度の限界を意味するので。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>権利侵害の有無の判定は、高度に法律的な判断を求められる事項であり、プロバイダにおいて裁判手続を経ずに「侵害が明白」と判断できる事例は、きわめて少ないのが実情である。他方に発信者の表現の自由や通信の秘密といった利益がある以上、プロバイダが裁判外で開示を行わない（行えない）ことはやむを得ないというべきである。</p> <p>そのため、被害者にとって発信者特定のための裁判手続が一定の負担となっていることは確かだが、同時に、企業等が SNS などで行われた自社に批判的あるいは不都合な投稿に対して発信者情報開示請求を行うといったケースも相当数増加しており、権利侵害が明白とはいえない事案において応訴の負担を強いられるプロバイダにとっても大きな負担となっている。</p> <p>したがって、制度の見直しにあたっては、救済を求める被害者側の視点だけでなく、濫用的な請求も含めて対応を余儀なくされるプロバイダ側の視点にも十分に配慮されたい。例えば、ドイツではプロバイダの負担軽減と濫訴防止のため、プロバイダに支払われる手数料が課されている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

3. 検討に当たっての基本的な考え方	
意見3-1 制度の濫用防止や表現の自由の尊重の観点について十分考慮すべき	考え方3-1
<p>最終とりまとめ(案)に基づいた制度の見直し等が行われることにより、手続きの簡素化・迅速化が図られ、円滑な被害者救済の実現に資することが期待される。一方で、制度濫用のリスクは高まり、開示請求件数の増加が予想される。</p> <p>制度の適切な利用を通じて侵害された権利の回復を促進しながら、他方で表現の自由に対する萎縮効果を回避するためには、制度設計や運用などの適切な仕組みづくりが極めて肝要である。</p> <p>今後、総務省において詳細が検討されることになろうが、その際には、研究会においても繰り返し議論が交わされたとおり、制度の濫用防止の観点、表現の自由の尊重の観点について十分に考慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全」のための方策として、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を実現するために、現行法上の開示請求権を存置し、これに加えて非訟手続を新たに設けることを前提として、アクセスプロバイダを早期に特定し、権利侵害に係る特定の通信ログ及び発信者の住所・氏名等を迅速に保全するとともに、開示可否について1つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが適当」と考えております。</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>最終とりまとめ(案)に基づく、制度の見直しを図られることで、手続きの簡素化・迅速化が図られ、円滑な被害者救済の実現に資することを期待します。しかし、当該制度が濫用されるリスクも内包しているため、事業者にとっては大きな負担となる可能性がある点は、留意頂きたいと思っております。また、表現の自由を侵害することなく、自由な言論空間を維持することも重要です。</p> <p>そのため、制度の濫用防止、表現の自由の尊重などの観点を十分に留意して、当該制度や運用などの設計を検討することが極めて肝要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>考え方3-2</p> <p>「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全」のための方策として、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を実現するために、現行法上の開示請求権を存置し、これに加えて非訟手続を新たに設けることを前提として、アクセスプロバイダを早期に特定し、権利</p>
意見3-2 被害者救済の観点が重要	
<p>「被害者救済のために必要な法改正又は新たな法制度はどのようなものが考えられるか」という視点を出発点として発信者情報開示の在り方を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>発信者情報がプロバイダから裁判外で任意に開示されることにつき、「それほど多くない」とされているが、現実には、発信者から開示に了解が得られない限り、「ほとんどない」という状況と推測する。現状の開示制度が十分に機能していないことの表れであり、発信者側の保護よりは、違法な投稿による被害者保護を強める方向に検討されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

	<p>侵害に係る特定の通信ログ及び発信者の住所・氏名等を迅速に保全するとともに、開示可否について1つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが適当」と考えております。</p>
<p>意見3-3 プロバイダの負担という観点にも留意が必要</p>	<p>考え方3-3</p>
<p>被害者救済という法益と、表現の自由等の確保という法益だけでなく、中間とりまとめと同様、プロバイダの手続負担の軽減という要素も本とりまとめに明記すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>プロバイダが関与することを前提とした制度とする以上、手続に関与する主体としてのプロバイダに対し、負担を課すような制度設計を行ってはならない。発信者と契約関係にあるとはいえ自ら表現行為を行うものではないプロバイダに過度の負担を課すことは、産業の発展を阻害する。本とりまとめにおいては、発信者の表現の自由と、被害者の救済という利益のみがとりあげられ、プロバイダの手続負担の軽減という要素が欠落しているが、当該要素も制度設計にあたって当然に考慮されなければならないと考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	<p>御指摘を踏まえ、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」と記載させていただきま</p>
<p>制度の見直しにあたって、被害者救済という法益と、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密という法益をいかに確保するかが重要な考慮要素になることはその通りである。</p> <p>加えて、被害者・発信者の法益を適切に確保しようとするために、プロバイダに過度な負担をかけたり、その事業運営に過度の規制・介入を加えることは、各プロバイダがいかなるポリシーに従って、どのように事業を運営していくかという憲法で保障された事業者の営業の自由の制約になる点にも留意されたい。</p> <p>また、プロバイダが詳細を関知しえない被害者・発信者間の権利・法益の調整のために、プロバイダの負担の下で一定の体制やシステムを構築する義務を負わせる場合、既存プロバイダのコスト増や、新規事業者に対する参入障壁が高まるという悪弊が生じる。それにより、技術革新の阻害や、日本におけるサービス提供・参入を萎縮させる効果が生じ、日本国民の利便性や日本企業の国際競争力を損なわせることが懸念される。最終的には、プロバイダの活動が停滞することにより、国民一般の表現の自由・知る権利が実質的に制約されることになりかねない。</p> <p>したがって、制度設計にあたっては、被害者・発信者の法益・権利の調整の視点に加えて、プロバイダへの規制によって、被害者・発信者を含む日本国民の利便性や権利・利益の制約に繋がりに留意する必要がある。具体的には、プロバイダのコストが過度に増加するような規制、他のプロバイダとの健全な自由競争</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

<p>を阻害するような画一的な制度設計を義務付ける規制、グローバルでのサービスの共通化の支障となり日本をガラパゴス化させるような規制などは導入すべきでない旨を明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 3-4 その他の意見</p>	<p>考え方 3-4</p>
<p>発信者情報開示制度において、被害者救済という法益を、適法な情報発信を行っている者の表現の自由等の確保という法的の調和を考えるのは不適切である。</p> <p>適法な情報発信であれば、被害者は発生しない。</p> <p>対比すべきは、被害者救済という法益と、他人の権利を侵害する情報発信を行った者の匿名表現の自由という法益である。</p> <p>確かに、発信者情報開示請求の濫用的な行使により、適法な情報発信を行った者の表現の自由に与える事実上の萎縮効果（最終的に発信者情報開示が否定されるにしても、手続きに巻き込まれること自体による負担感、心理的圧迫）は存在する。しかし、この点については濫用事例に対する対処、たとえば濫用的と考えられる権利侵害性が明らかではない事例については発信者への意見照会を省略するなどの対処を行うべきであり、一部の濫用的な事例を一般化して制度全体の考慮を行うことは適切ではない。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>確かに、発信者情報開示は、裁判を受ける権利の保障と、発表者の表現の自由等との比較は必要である。</p> <p>しかし、発表者の表現の自由に関しては、実体法上、違法と認定されている場合の話であり、そもそも保護に値するののかということを見過ごしている。</p> <p>この点の視野の誤りが、発信者情報開示の実体法上の要件と手続きや乱用防止の要件を混同している原因になっていると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	

<第2章 発信者情報の開示対象の拡大>	
4. ログイン時情報	
意見 4-1 ログイン時情報を開示対象とすることに賛成	考え方 4-1
<p>中間とりまとめ案に対する意見と同様、「ログイン時情報」を省令に追加することが適当であるとする本案に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>ログイン時情報を開示対象とすることには賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
意見 4-2 ログイン時情報を開示対象とすることに反対	考え方 4-2
<p>ログイン時情報については、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが同一の発信者によるものである場合に限り開示できるとすべきであるが、指摘されているとおり、複数ユーザがアカウントを共有する事例や、第三者がアカウントを盗用する事例等も散見されるところであり、プロバイダにおいて発信者の同一性を確認することはできない。無関係の第三者の通信の秘密やプライバシー等を侵害する危険性は全く否定できないのであり、ログイン時情報を含めることはできない。現に複数の裁判例においても、かかる観点から、ログイン時情報は発信者情報に含まれないと判断されているのであり、これを開示対象に含めることは適当でない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある」「発信者情報の開示対象としての「ログイン時情報」については、開示対象となるログイン時情報等の発信者情報の範囲や、請求の相手方となる「開示関係業務提供者」の範囲について見直しを行う観点から、法改正及び省令改正を行うことが適当である。」と考えております。</p>
4(1). 発信者の同一性	
意見 4-3 発信者の同一性要件を求めることに賛成	考え方 4-3
<p>発信者の同一性要件を求めることにつき、賛成である。同一のアカウントのログイン時の通信と権利侵害投稿通信は基本的に同一の発信者から行われたものと捉えるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>例外事由ばかりを想定しては、被害者救済は図られないため、同一のアカウントのログイン時の通信と権利侵害投稿通信は基本的に同一の発信者から行われたものと捉えるのが相当であると考えため。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>無関係の人が間違っ開示されないようにして下さい</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 4-4 同一性の立証に関する意見</p> <p>権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが同一の発信者によるものであることの立証（疎明）責任は、アクセスプロバイダ側ではなく被害者側にあると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>考え方 4-4</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>意見 4-5 発信者の同一性要件を求めることに反対</p> <p>そもそも法 4 条 1 項にいう「発信者情報」とは、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」をいうとされており、発信者の特定に資する情報であれば発信者固有の情報に限定されていない。共有アカウントの保有者の一人の氏名等が特定されれば、そこから当該アカウントを用いて当該情報の発信をした者を特定することも可能となり得ることから、権利侵害投稿の発信者とは異なる共有アカウント保有者が投稿した場合を開示対象から除外する必要はない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 4-5</p> <p>「権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある。」「なお、権利侵害が行われたアカウントによるログイン時情報の場合であっても、当該アカウントが複数の者により共有されている場合等においては、必ずしも同一の発信者ではない場合も考えられる。しかしながら、共有アカウントの事例は例外的な事情であり、それ以外に同一の発信者によるものではないケースというのは、アカウントの乗っ取りが発生した場合など、更に例外的な場面にとどまることから、同一のアカウントのログイン時の通信と権利侵害投稿通信は基本的に同一の発信者から行われたものと捉えることができると考えられる。」と考えております。</p>
<p>ログイン時情報の開示の範囲について、開示が認められる要件として、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合に限るとするが、ログイン時情報が開示されたとしても、「ログイン時情報を開示対象とする場合であっても、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り」開示することができることとするとの記載があるが、ログイン時情報を保管しているコンテンツプロバイダが投稿時情報を保有していることは多くないことから、厳密な意味で「同一の発信者」であることを判断することはおよそ不能であり、このような要件を加えることとなれば、現在の裁判実務よりも開示が不能となる可能性が高くなることが予想され、最終とりまとめ案の方向と完全に逆行している。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	
<p>4(2). 開示の対象とすべきログイン時情報の範囲</p>	
<p>意見 4-6 補充性要件を求めることに賛成</p> <p>権利侵害投稿そのものの場合と異なり、ログイン時情報は多数回のログイン記録がコンテンツプロバイダか</p>	<p>考え方 4-6</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>ら開示される場合があり、権利侵害投稿と関係のない通信も含まれうることから、取りまとめ案のとおり、補充性要件を設けることが適当です。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
<p>開示範囲が必要以上に広がることを防ぐべく、補充性や関連性の要件を満たす場合に限るなど限定を付したうえで、開示請求に対応するコンテンツプロバイダ等において混乱が生じないよう、法律および省令において可能な限り明確化されることが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">【LINE 株式会社】</p>	
<p>後段2-(2)の補充性の要件も適切と考えるが、投稿時がなくログイン時等其他の情報から追うしかないケースであれば、そういった情報から救済に資するべきなのは当然のことであろう。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	
<p>意見 4-7 補充性要件を求めることに反対</p>	<p>考え方 4-7</p>
<p>「開示が認められる場合の要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合」に限定するとされているが述べられているが、少なくとも、投稿時情報が「発信者の特定に資する情報」（プロ責法4条1項括弧書）と認められる場合である限り、投稿時情報とログイン時情報とは同一の発信者の特定に資する情報が開示されるにすぎず、また、仮に同一アカウントに複数のユーザーがログインしていた場合であっても、当該アカウントにおいて、権利侵害がなされていることを認めて、利用している者のプライバシーと被害者の権利とのバランスを考えた場合、利用している者のプライバシーを重く捉える合理的な理由はない。</p> <p>加えて、当該コンテンツプロバイダがログイン時情報のほか、投稿時情報をも有しているか否かは、当該コンテンツプロバイダが自身のウェブサイトなどで公開でもしていない限り、外部からは知り得ない事実であって、開示を請求したところ、たまたま当該コンテンツプロバイダが投稿時情報を有していたことを理由に、請求が認められず、申立てからやり直さなければならないようなこととなれば、まさに時間と費用の無駄となり、接続プロバイダにおけるログの保存期間とも相まって、被害救済の道を閉ざすことともなりかねない。</p> <p>以上より、同部分は反対である。</p> <p style="text-align: center;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	<p>「ログイン時情報など、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであり、その要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができない場合に限定すること（補充性要件）が適当である。」「なお、コンテンツプロバイダにおける投稿時情報のログの保有状況については、被害者側が厳密に立証することが難しいと考えられることから、具体的な制度設計を行う際には、この点について考慮されることが必要である。」と考えております。</p>
<p>意見 4-8 補充性要件の立証に関する意見</p>	<p>考え方 4-8</p>

<p>ログイン時の情報は侵害情報投稿時の情報で発信者が特定されない場合に必要となるという意味では、補充的なものだが、補充性を要件とすると、例えば侵害情報投稿時の情報を請求し、それでは権利行使ができなかったときにログイン時の情報を開示できるという事になりかねない。それでは二度手間が三度手間になるおそれもある。つまり、補充性要件が不奏効要件とならないようにしていただきたい。</p> <p>加えて、なお書きの部分から侵害情報投稿時のログがないことを被害者側に立証させる前提がうかがわれるが、ログを保有していないことはプロバイダ側に証明責任を負わせてよいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「なお、コンテンツプロバイダにおける投稿時情報のログの保有状況については、被害者側が厳密に立証することが難しいと考えられることから、具体的な制度設計を行う際には、この点について考慮されることが必要である。」と考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>補充性要件を求めることには賛成であるが、立証は厳格なものを求めるべきでない。</p> <p>(理由)</p> <p>コンテンツプロバイダにおける投稿時情報のログの保有状況については、被害者側が厳密に立証することが難しいため厳格なものを求めるべきではないため。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>考え方 4-9</p>
<p>意見 4-9 開示対象を発信者の特定に必要最小限度のものに限定することに賛成</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>開示の対象とすべきログイン時情報の範囲は、脚注 14 (p.9) に記載のように、直前のログイン時の情報に限定すべきであり、投稿時より事後のログイン時は除外すべきと考えます。ログインしてから投稿という行為が行われるところ、投稿後のログインは、投稿との関連性が薄いと考えるを得ないためです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	
<p>お示し頂きました「アクセスプロバイダにおいて・・・大きな負担」に加え、ログイン時 IP アドレス等がインターネットコンテンツ利用時に必要となる電気通信を構成する通信の秘密等が含まれる可能性があるため、これをみだりに取り扱う方向は望ましくないのではという観点からも、取りまとめ案の「発信者の特定に必要最小限度のものに限定することが適当」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方 4-10</p>
<p>開示対象となる情報が必要以上に拡大されることを防ぐべく、補充性要件及び権利侵害投稿との関連性の観点などから対象範囲を発信者の特定に必要最小限のものにするための限定を付すことは、その有効性と事業活動に与える負担とのバランスを勘案する観点から、とても重要だと考えます。また、説明責任や透明性の確保などの観点から、当該限定は十分に明確化されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>「権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発</p>
<p>意見 4-10 開示対象を発信者の特定に必要最小限度のものに限定することに反対</p>	
<p>権利侵害投稿を行った発信者と同一の者による通信に係る情報である場合には、それ以上限定を付すことは不要である。</p>	

<p>(理由) 被害者救済の観点からを重視すれば、発信者特定に資する情報であれば、権利侵害投稿を行った発信者と同 一の者による通信に係る情報である場合にはそれ以上限定を付すことは不要であると考えため。 【弁護士】</p>	<p>信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであることから、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当である。」「また、例えば、仮に大量のログイン時 IP アドレス等がコンテンツプロバイダから開示されアクセスプロバイダに提供される場合には、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定するために大きな負担がかかるほか、一意の者を特定できないことも生じうると考えられることから、開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することが適当である。」と考えております。</p>
<p>4(3). 開示請求を受けるプロバイダの範囲</p>	
<p>意見 4-1-1 ログイン時情報以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報を開示対象とすることに賛成</p>	<p>考え方 4-1-1</p>
<p>ログイン時情報等の、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報についても開示対象に含めるべきである。 (理由) 被害者救済の観点からを重視すれば、発信者特定に資する情報であれば、開示対象に含めるべきであると考えため。 【弁護士】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>権利侵害の投稿以外に、ログイン時情報やアカウントを取得する際の通信に係る情報等を開示の対象として、発信者を特定できる可能性を高めることには基本的には賛同します。 しかしながら、このように開示対象が拡大されると、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダ(CATV</p>	

事業者を含む)への開示要請に伴った IP アドレス等の情報から発信者を特定する作業も増大することになり、ケーブルテレビ業界では中小規模の ISP 事業者も多く運用に支障をきたすことが考えられます。

このため、開示対象の拡大は、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定、権利侵害の投稿の情報が取得できない場合に限る等の制度設計を要望します。

【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】

中間とりまとめ案に対する意見と同様、「ログイン時情報」を省令に追加することが適当であるとする本案に賛成いたします。とりわけ、10 頁の「ウ ログイン時の通信以外に開示対象に含みうる情報」に示された、電話番号等による SMS 認証を行った際の通信に係る情報やアカウント取得時の通信に係る情報が発信者の特定にあたって有用かつ必要な情報であるとした点については、一部の公衆無線 LAN のようにログインを不要とするプロバイダを経由した発信であっても、アカウント取得時情報から追跡することで個人が特定されて権利侵害への対応に際し手続きの短縮化が期待できると考えております。

【株式会社 KADOKAWA】

意見 4-12 ログイン時情報以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報を辿って発信者を特定することが可能な情報を開示対象とすることに反対

考え方 4-12

(4) 左記箇所而言及している「アカウントを取得する際の通信に係る情報」は開示の対象範囲から除外すべきであると考えます。

【一般社団法人 テレコムサービス協会】

反対である。開示対象となる情報の範囲を際限なく拡大すれば、無関係の第三者の通信の秘密やプライバシーを侵害し、不可逆的な損害が生じるおそれが高まる。

SMS 認証の通信に係る情報やアカウント取得の通信に係る情報は、ログイン時情報以上に、権利侵害投稿との関連性を認め難い。仮に上記情報は、補充性要件・権利侵害投稿との関連性要件を満たす場合にのみ開示対象になると規定したとしても、実務上かかる要件を満たす場合は想定し難く、実際に上記情報が開示される例は存しないものと思料される。争点が拡散して無用の混乱が生じることが予想されるため、上記情報のように性質上も権利侵害投稿との関連性を認め難い情報については、開示対象に含めるべきではない。

【個人】

「ログイン時の通信以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報を辿って発信者を特定することが可能な情報として、電話番号等による SMS 認証を行った際の通信に係る情報や、アカウントを取得する際の通信に係る情報等が存在する。これらの情報についても、ログイン時の通信に係る情報（ログイン時情報）と同様に、発信者の特定に当たって有用かつ必要な情報であると考えられることから、前述の補充性要件及び権利侵害投稿との関連性の観点から開示の対象とすべき範囲について発信者の特定に必要な最小限のものに限定することとした上で、

	開示の対象とすることが適当である。」と考えております。
意見 4-13 法改正により、現行法における「特定電気通信」や「開示関係役務提供者」の要件や範囲の見直しを行うことに賛成	考え方 4-13
賛成である。ログイン時情報等の開示対象の範囲を法律、省令、ガイドラインなどで明確化していただき、プロバイダが適切に実務判断を行えるようお願いしたい。 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	賛同の御意見として承ります。
ログイン時情報を開示対象とするのであれば、取りまとめ案にある通り、開示関係役務提供者の範囲も見直す必要があると考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】	
また 11 頁「(3) 開示請求を受けるプロバイダの範囲」によれば上記の情報が適切に開示されるようにするため、現行法における「特定電気通信」や「開示関係役務提供者」の要件や範囲の見直しを検討されることとあり、より発信者情報開示請求の趣旨に沿った運用が可能になるものと思料いたします。 【株式会社 KADOKAWA】	
「特定電気通信」や「開示関係役務提供者」の定義を法改正すべきである。 (理由) 現行法の解釈では祖語が生じるため。 【弁護士】	
意見 4-14 法改正により、現行法における「特定電気通信」や「開示関係役務提供者」の要件や範囲の見直しを行うことに反対	考え方 4-14
賛同できません。「開示関係役務提供者」の要件・範囲の見直しは不要と考えます。現状、裁判所による「開示関係役務提供者」の要件・範囲の解釈を通して、開示対象となるログイン時情報の要件・範囲の拡大に歯止めがかかっている状況であり、また、裁判所の解釈によってもログイン時情報に係る発信者情報の開示が実現している状況です。 他方、この要件・範囲を法令や省令に改正で見直すことにより、ログイン時情報の範囲が不当に拡大し、実際の投稿者ではない者に係る情報が開示対象となる事例が拡大することを懸念します。 【一般社団法人 テレコムサービス協会】	「ログイン時情報等を開示対象とした場合、当該情報に係る権利侵害投稿通信以外の通信（ログイン時の通信や SMS 認証に係る通信等）を媒介したアクセスプロバイダや電話会社に対して、侵害投稿通信の発信者かつ権利侵害投稿通信以外の通信の発信者でもある者の住所・氏名の開示を請求することとなるが、当該開示請求を受けるプロバイダは、プロ
指摘されているとおり、ログイン時情報や SMS 認証の通信に係る情報等を開示対象に含めた場合、権利侵害投稿通信に関与していないアクセスプロバイダや電話会社も開示請求の対象となるよう法改正を行う必要がある。しかし、かかるアクセスプロバイダ等は、権利侵害投稿通信に全く関与していないにもかかわらず、強	

<p>制的に発信者情報開示請求訴訟に引き込まれて相応の負担を被ることとなるが、かかる応訴負担を正当化できる事情は見当たらない。そもそも権利侵害投稿に係る情報以外を開示対象に含めるという制度設計に問題があるのであり、ログイン時情報やSMS認証の通信に係る情報等を開示対象に含めることに反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>バイダ責任制限法第4条第1項に規定する「開示関係役務提供者」の範囲に含まれない場合もあり得る。」「したがって、上記の権利侵害投稿通信以外の通信（ログイン時の通信やSMS認証に係る通信等）を媒介したアクセスプロバイダや電話会社を開示請求の相手方に含めるため、法改正により、現行法における「特定電気通信」や「開示関係役務提供者」の要件や範囲の見直しを行うことが適当である。」と考えております。</p>
<p>意見4-15 プロバイダの負担という観点にも留意が必要</p>	<p>考え方4-15</p>
<p>プロバイダの負担にも配慮した制度設計とすべきであると考えます。また、開示請求に対応するプロバイダが混乱しないような設計とすることが適切だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p> <p>具体的な制度設計に当たっては、最終とりまとめ案の脚注9に追記したとおり、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要」と考えております。</p>
<p>ログイン時情報を開示対象に含めるにあたっては、ログイン時情報を収集するプロバイダの負担にも配慮した制度設計とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>ログイン時情報が発信者情報開示請求の対象になった場合、請求を受けたプロバイダ側で、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報を収集しなければならなくなる場所、プロバイダ側では、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報をまとめて保有しているわけではなく、請求のたびに、関連性のありそうな、更にいえば関連していると主張されるおそれのある情報を手作業で収集しなければならなくなる。プロバイダによる当該収集作業は相当の負担となるため、このような負担が生じないような制度設計がなされなければならないと考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	
<p>意見4-16 省令に定める開示対象を限定列挙ではなく例示列挙とすべき</p>	<p>考え方4-16</p>
<p>最終とりまとめ案は、「サービスの多様化や環境の変化等といった制定時からの事情変化があれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情報についても、開示対象の追加を検討することが適当と考えられる」としたうえで、個別検討を行っている。</p>	<p>「発信者情報の具体的内容が省令に委任されている趣旨は、「被害者の権利行使の観点からは、なるべく開</p>

しかし、接続先IPアドレス、ログイン時情報などのように、インターネットの発展により、省令による限定列挙による対応を行うことでは、発信者情報の開示に影響や支障が生ずることが容易に予測される。

また、これらの問題は、5年以上前から既に存在していた問題であったところ、今になってやっと、議論が起こり、本研究会が開催され、1年近くの協議があつてなお対応が吟味されているような状態なのであつて、とても省令で時機にあつた適切に対応できているとは思われない。

このような変化に対応するためには、より広く、省令における記載を例示列挙すべきである。

【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会】

開示対象の範囲を症例に委ねたのは技術進歩に後れることなく迅速に必要な対象を追加するためであるが、発信者の電話番号を追加する過程を見ると、省令に委ねても適時の追加が可能ではないという状況が露呈している。

省令改訂の仕組みを再検討する必要がある。

【個人】

示される情報の幅は広くすることが望ましいことになるが、一方において、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であつて、通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。加えて、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、開示関係役務提供者が保有している情報であつて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められるものの範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくることになると考えられるが、それらを現時点において法律中に書き尽くすことは不可能である。そこで、総務省令によって発信者情報の範囲を画することとしたものである。」とされている。「開示対象に関する以上のような基本的な考え方を踏まえると、サービスの多様化や環境の変化等といった制定時からの事情変化があれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情

	報についても、開示対象の追加を検討することが適当」と考えております。
意見 4-17 ログインの機能を提供するだけの事業者の扱いについて	考え方 4-17
<p>投稿に際して単にログインの機能を提供するだけの事業者は開示請求の対象となる者から除外されることを明らかにすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>インターネットサービスにおいては、ある一定の会員 ID を用いて、別の事業者の提供するサービスにログインすることができるといった機能が提供されることがある。このような他社ログイン機能を提供する事業者は、当該別の事業者 (=コンテンツプロバイダ) の提供するサービスにおいてなされる侵害投稿について何ら関与するものではないことから、たまたま当該事業者がログイン時情報を有していたとしても、このような事業者は開示請求の相手方とすべきではない。よって、このような事業者は開示請求の相手方となる余地がないことを明らかにすべきであると考えするため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
意見 4-18 省令改正の適用時期について	考え方 4-18
<p>ログイン時情報を発信者情報に追加する省令改正を行う場合、改正前のログイン通信についても開示対象となることを附則で明確化すべきである。</p> <p>ログイン通信は権利侵害通信の相当程度前に行われる場合もあり、省令改正前の通信は適用対象外となると省令改正後しばらくは活用が困難となってしまふ。また、ログイン時通信の年月日は、外部からは不明であり秘匿されている情報であるが、コンテンツプロバイダが省令改正の前か後かを明らかにすることをよいか通信の秘密との関係で疑義がある。</p> <p>このあたりを明確化し、被害者とコンテンツプロバイダ双方の利益のために、省令改正の際には省令改正前の通信にも適用されることを明記すべきである。</p> <p>なお、すでに先行して「発信者の電話番号」を発信者情報に追加する省令改正が行われているが、この点については、裁判実務の混乱が見られる。省令改正前の情報発信について改正省令を適用することを前提に訴訟指揮をする裁判体もあれば、適用の有無に関して争点化している事例もあり、混乱が見られる点を指摘しておく。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>発信者情報開示請求が行われた時点で具体的な開示義務がプロバイダに生じると考えられるものであることから、権利侵害投稿が行われた時期にかかわらず、省令改正後は、改正後の省令が適用されると考えられます。</p>

＜第3章 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全＞	
意見5-1 新たな裁判手続の創設に賛成	考え方5-1
<p>新たな裁判手続（非訟手続）は、発信者の権利利益の確保と、迅速かつ円滑な被害者の権利回復とのバランスを取った方策と評価でき、賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>新たに非訟手続を導入することにより、迅速かつ円滑な被害者救済が実現されることについて賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	
<p>現在アクセスプロバイダは、多くの発信者情報開示請求訴訟の被告として対応しており、そのうちの相当数は「手続のための訴訟」になってしまっています。争訟性の低い事件を簡易迅速な手続で処理できることは、被害者・開示関係役務提供者双方の負担を軽減できるものと期待できます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
意見5-2 新たな裁判手続の創設に反対	考え方5-2
<p>本とりまとめを検討する限り、新しい司法手続が実用的なものになるとは言い難い。非常に問題の多い現行開示請求権についての批判を逃れるために、問題の多い手続の創設を提案したとしか理解できない。</p> <p>問題は、現行法の開示請求権に問題が多いことであり、現行法の「特定電気通信」「開示等関係役務提供者」「明白性」に加え、限定列举、送達制度の不備等を解決することであり、本来的な解決を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全」のための方策として、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を実現するために、現行法上の開示請求権を存置し、これに加えて非訟手続を新たに設けることを前提として、アクセスプロバイダを早期に特定し、権利侵害に係る特定の通信ログ及び発信者の住所・氏名等を迅速に保全するとともに、開示可否について1つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが適当である。」と考えております。</p> <p>後段の御指摘については、御意見として承ります。</p>

意見 5-3 新たな裁判手続の制度の具体化に関する意見	考え方 5-3
<p>今回お示し頂きました、裁判所による命令の創設・開示要件・手続の濫用防止・海外事業者への対応といった各項目は重要と考えており、今後の制度設計や運用フローの構築等の検討にあたっては、関係当事者も含めた慎重な議論が行われるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>新たに非訟手続を導入することにより、迅速かつ円滑な被害者救済が実現されることについて賛同する。ただし、導入にあたっては、発信者保護の必要性を十分に考慮して制度設計及び運用を行い、非訟手続の適正な遂行を確保することが不可欠である。</p> <p>具体的には、発信者の主張内容が裁判において十分に反映されるよう現行の意見照会制度を維持する等、最終とりまとめ（案）に挙げられた発信者の権利・利益を確保するための方策を踏まえて制度の詳細を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、具体的な制度設計に当たっては、「原則として現行の意見照会制度を維持することとしつつ、より適切に発信者の意見を反映させるための方策が設けられることが望ましい。」と考えております。</p>
<p>発信者情報開示手続の簡略化における最悪のシナリオは、新たな制度の下で簡単に発信者が暴かれて一般の人がインターネットにおける発信をためらうようになることです。その極端な場面が S L A P P です。これを回避するために、裁判所は事件数と事件内容に関する調査を実施して、その傾向を分析し、S L A P P に濫用されていないことを確認すべきです。特に、却下案件の増加や申立て後すぐに取り下げられる事案の増加は、重要な指標と考えられます。</p> <p>一方、総務省も、新法の効果計測を実施すべきです。「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に記載された「プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上」により、CP による削除件数等の調査と公表が期待されますが、併せて、SNS 全体の投稿数の増減傾向等を把握するなどして、新法が一般の投稿者に対する萎縮効果を持っていないことを確認すべきです。</p> <p>最後に、立法は、裁判所と総務省による上記の調査結果を受けて、新法の定期的な見直しを行うべきです。具体的には、個人情報保護法にならって 3 年ごとの見直しを採用すべきと考えます。</p> <p>誹謗中傷の舞台となる SNS の栄枯盛衰は、今後一段と加速され、誹謗中傷と発信者情報開示を巡る環境の変化はさらに速くなるでしょう。その中で、匿名表現の自由の保障と誹謗中傷の被害救済のバランスをとることは、一層困難になるものと予想されます。しかしながら、裁判所と総務省による前記のような調査を踏まえれば、そのバランスを探り当て、適切な法改正を行うことが可能になるはずで。</p> <p>定量的な調査を踏まえて適時に法改正を行うことは、立法レベルでの EBPM の実現にほかなりません。最終とりまとめは、現代の状況に対応した制度提案の形を示すべきであり、その観点から、(1) 裁判所による調</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

査、(2) 総務省による調査、(3) 定期的な新法の見直しについて明記すべきです。以上 【一般社団法人 MyDataJapan】	
---	--

<p>5(1). 実体法上の開示請求権と非訟手続の関係について</p>	
<p>意見5(1)-1 現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることに賛成</p>	<p>考え方5(1)-1</p>
<p>現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることにつき賛成である。 (理由) 任意開示を促進する立場からすれば、実体法上の請求権に基づき、現行法と同様に裁判外での開示が可能であることが前提となるから。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>非訟手続を、請求権を存置しこれに「加える」形で新たに創設することを前提として制度設計を検討するのが適当との結論に賛同します。特に、意見照会制度を含む現行の請求権制度の方がプロバイダにとって使い勝手が良いことがあります。意見照会の結果、発信者が同意すれば任意開示による決着が容易（訴訟化の抑止、また訴訟の取下げの促進につながる）、意見照会した結果、発信者が代理人弁護士を起用して請求者の代理人弁護士と示談して解決する道も開けるなど、プロバイダの負担とならない解決の道が開けることもあります。もっとも、単純に「加える」ことで、制度が複雑化することになり、開示関係役務提供者にとっては対応、検討すべき要素が増え、負担増、検討期間の長期化、誤開示の可能性増等のリスクもあると考えられますので、徒に制度が複雑化し、結局のところ使い勝手の悪い改正にならないよう、一定期間経過後に見直しの機会を設けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	
<p>中間とりまとめ案段階での、「実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」と、現行法の発信者情報開示請求権を失わせる記述を撤回し、「加えて」とされたことについては大いに賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>本案において実体法上の請求権に基づく開示制度および訴訟手続を維持し、新たな非訟手続、従前からの訴訟手続、裁判外（任意）開示の3方式を併存させる判断をされたことに対し、当社は賛同いたします。 中間とりまとめ案に対して提出された意見の中にも「裁判外（任意）開示は機能しており、開示件数も増加傾向にある」とするものがありました。発信者情報開示請求を非訟手続のみにすることは裁判外の開示も否定することとなり、現に機能している被侵害者の保護を後退させることとなります。本案に示された3種方式併存は被侵害者保護のために合理的な考え方であると思えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	
<p>意見5(1)-2 現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設ける際の留意点に関する意見</p>	<p>考え方5(1)-2</p>

手続全体の設計に関わる重要なポイントである。請求権に加えて非訟事件の可能性を設けるということの意味が、本来訴訟で決すべき請求権の存否を簡易迅速な代替手続で決定するものという意味に理解され、非訟手続の決定も開示請求権の有無について行われるものとされているようであるが、そうだとすると、一方で開示請求訴訟を提起しながら他方で非訟手続を続けるということは二重起訴になる可能性があるのでできないと解すべきか。この点では消費者裁判手続特例法の集団的消費者被害回復裁判手続と消費者個人の請求訴訟との関係規律が参考になるほか、手形訴訟と原因債権の訴訟との関係規律などを考えると、シングルトラック、すなわち非訟手続とこれに対する異議訴訟のみを認め、それと同時に並行で現在の発信者情報開示請求訴訟を提起することはできないと解すべきか。「加えて」という文言からそうは理解されていない向きも多数あるようなので、その点は留意されたい。

なお、「加えて」という文言から素直に受け取る制度は、現行の仮処分・本訴という手続とは別個独立に、発信者情報開示非訟手続を起こせること、その際の決定の対象は現在の実体法上の請求権ではなく、一種の行政的な命令となり、そのエンフォースメントは行政罰や刑事罰、あるいは民事執行力付与も考えられる。参考となるものとしては、DV 保護命令が、人格権に基づく差止請求権とは別に設けられている例である。あるいは、子の引渡しに関する人身保護請求と家事審判または仮処分＋民事訴訟とが併存していることも、参考となりうる。

【個人】

とりまとめ案では「原則としては非訟手続において迅速な解決を図り、非訟手続における開示可否判断に異議がある際に、訴訟手続において慎重な審理を行うというプロセスが想定される。」(14 頁)との記載があり、15 頁の図 1 においても「訴訟 ※異議があった場合」とされていることから、新たな裁判手続を経ずして訴訟上発信者情報開示請求権をいきなり行使することを禁じ、非訟前置主義を採用したともとれるが、これは危険である。非訟前置ではなく、非訟と訴訟双方の手続きを発信者情報開示請求権者が自由に選択できるべきである。

すなわち、検討中の新たな裁判手続は、簡易迅速な情報開示を実現するという利点があるものではあるが、他方で異議申立がなされれば改めて訴訟手続で争う必要があること、非協力的なプロバイダに対する法的強制による担保がないことを考えると、原則として発信者情報開示請求を受けるプロバイダ側が任意に誠実な対応を取るという善意に期待した制度となっている。

しかし、現状では特に海外事業者を中心に、我が国の発信者情報開示制度に対して必ずしも協力的ではないプロバイダも存在しており、そしてそのような非協力的なプロバイダは多くの利用者を有するプラットフォームサービスにこそ存在している。

このため、新たな裁判手続を前置しなければ仮処分や訴訟における発信者情報開示請求権の行使ができない

民事訴訟法第 142 条（重複する訴えの提起の禁止）の趣旨は、新たな裁判手続にも妥当するものと考えます。

また、新たに導入される非訟手続と訴訟手続については、開示請求者が選択することが可能と考えております。

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

<p>とすれば、新たな裁判手続の進行中に通信記録が消去されるおそれもあり、被害者救済という新たな制度を設ける目的と逆行しかねない。なお、海外のプラットフォーム事業者の中には、裁判所からの正式な発信者情報開示命令が発令されるまでは、通信記録の調査も保存も行わないという対応をする者が存在し、これらの非協力的なプロバイダを相手取る場合にも新たな裁判手続の前置が義務づけられるようであれば、発信者情報開示の成功率は大幅に下落することが予想される。</p> <p>権利侵害が明確である争訟性の少ない事案について、プロバイダ側の任意の協力を期待しつつ簡易迅速な発信者情報開示制度を創設すること自体は被害者救済の意味でも、開示請求を受けるプロバイダの負担という意味でも画期的な価値のあるものである。ただし、発信者情報開示においては、発信者側の利益と、「被害者」側の利益が高度に対立する争訟性の高い事案が多数存在し、むしろこの発信者と被害者の人権の調整がプロバイダの自主的な判断ではできかねる事案が司法判断に委ねられているという現状からすれば、新たな裁判手続の前置が原則化されてはならない。</p>	
<p style="text-align: right;">【弁護士】</p> <p>非訟事件の結果に「異議」が出された場合（どの命令が異議の対象となるのか不明である）に、保全・訴訟手続に移行する仕組みとすることは、現在よりもかえって発信者情報開示にかかる紛争を長期化させるおそれがある点に留意が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

5(2). 裁判所による命令の創設(ログの保存に関する取扱いを含む。)	
意見5(2)-1 アクセスプロバイダの特定作業をコンテンツプロバイダが行うことに賛成	考え方5(2)-1
<p>アクセスプロバイダの特定作業をコンテンツプロバイダに行わせることについても賛成である。当意見では、既に述べている通り、被害者たる開示請求者の所在地を管轄する裁判所に管轄を認めるべきと考えているが、専門委員や裁判所調査官の選任確保が容易でない地方においても管轄を認めることを考えるならば、コンテンツプロバイダにおいて、特定の作業を負担することとするのが適当と思われる。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
意見5(2)-2 アクセスプロバイダの特定作業は裁判所や別の組織が行うべき	考え方5(2)-2
<p>APの特定作業をCPとするというが、CPにはそのインセンティブが現状ではないので、任意の履行は期待できない。被害者に秘密にしたままにするという制度設計がそもそもおかしいし、AP特定ができるだけの情報であればその必要もない。非訟手続であるから本来はAPの特定に裁判所が職権で関わってもよい。そのためには、現行法の調査官・調停官・専門委員などの仕組みを参考に、調査担当者の制度を設けるべきで、報告書は新しい制度をつくるは大変だと述べているが、新たな裁判手続を構想することに比べたら些末な点に過ぎない。20頁エで述べられていることは、国内プロバイダには当てはまっても、海外のCPには妥当しないので、やはり裁判所と被害者とが搜索の責任と権限を有するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「裁判所が特定作業を行うと想定した場合、専門委員や裁判所調査官等の活用など様々な方法が考えられるものの、現行法上の制度を活用する場合にはそれらの職員の職責上の制約がある一方、新たな制度を創設する場合には選任や確保を含む体制整備に時間がかかり、案件数の増加や地域特性により、必要とされる人材を確保できない等課題が多いと考えられる。したがって、アクセスプロバイダの特定作業は、コンテンツプロバイダが行うこととすることが適当である。」「まず、実効性確保という観点について、海外プロバイダに対する発信者情報の開示やアクセスプロバイダへの特定及び発信者情報の提供等は、新たな裁判手続の中で、非訟手続における裁判所による命令とすることにより、決定の実効性を確保することが適当である。特に、発信</p>
<p>特定作業はコンテンツプロバイダではなく、専門委員会など別組織を創設してその別組織に行わせるべきである</p> <p>さらに言えば、せっかく新たな制度を立ち上げるのであれば、新たな裁判制度の構造において、特定作業を行う専門委員会などの別組織を創設し、その組織においてアクセスプロバイダの特定作業をさせ、コンテンツプロバイダを切り離すべきである。具体的には、コンテンツプロバイダに特定作業の責任を負わせるのではなく、コンテンツプロバイダからはこれまで通り、保有する情報(IPアドレスやタイムスタンプなど)の提供をさせ、その提供された情報を専門委員会などの別の組織にて調査確認してアクセスプロバイダを特定し、アクセスプロバイダに通知するという構造にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	

	<p>者情報の提供命令においてコンテンツプロバイダがアクセスプロバイダの特定主体となる場合には、大手海外コンテンツプロバイダも参加する形で、プロバイダや有識者が協力して、発信者の特定手法についてのノウハウ共有を行う場を形成することが必要である。」と考えております。</p>
<p>意見5(2)-3 アクセスプロバイダや発信者の特定を行う際の課題に関する意見</p>	<p>考え方5(2)-3</p>
<p>発信者の特定に際し、事業者側ではIPアドレス及びタイムスタンプの2点提示では発信者を特定できないケースが殆どを占めています。</p> <p>コンテンツプロバイダ側にて上記2点の保有に加え、ポート番号を付加的情報とするのではなく必須項目とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本ネットワークイネイブラー株式会社】</p>	<p>「アクセスプロバイダにおいて、発信者に割り振られたIPアドレスやタイムスタンプのみではログや発信者を特定できない場合があり、これに加えて接続先IPアドレスやポート番号といった付加的な情報が適切にアクセスプロバイダに提供されることが必要となるケースがあることから、これに対応する必要がある。」と考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>取りまとめ案にもある通り、コンテンツプロバイダが保有している情報と、アクセスプロバイダでの特定に必要な情報がマッチしておらず、発信者の特定が困難な事例が増えています。ログの記録は通信の秘密とも密接に関係するため、慎重な対応が求められますが、コンテンツプロバイダにおいて発信者を特定できる情報が揃わない場合、被害者が救済を受ける道が閉ざされてしまうおそれもあることから、コンテンツプロバイダにおいて保存が望ましい情報の範囲などについて、さらなる検討をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>「MVNOの存在など、アクセスプロバイダが多層構造になっている可能性があることや、IPアドレス経由と電話番号経由など発信者を特定するルートが複数存在し、複数のアクセスプロバイダ（ISPと電話会社など）が存在する可能性があること等に留意する必要がある。」と考えております。</p>
<p>新たな裁判手続(非訴手続)において、アクセスプロバイダ(CATV事業者を含む)の特定作業はコンテンツプロバイダが行うことが適当とされており、IPアドレスからの特定方法としてWHOIS等の活用が示されています。</p> <p>CATV事業者においては、自前でFTTH等を構築してサービスを提供するとともに、光卸し、MVNO、ドコモ光Type Cのように、他者設備の利用や卸し提供を行っています。このため、WHOIS等の活用だけでは、発信者情報(顧客情報)を保持しているアクセスプロバイダを正しく特定できない可能性があります。従って、特定の際には他社設備の利用も想定した問合せを行う等、上記の多層構造を十分に考慮した対応を要望します。また、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場の立ち上げを行う際には、上記構造を課題とし</p>	

<p>た検討も要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>・情報開示に関する決定は、コンテンツプロバイダの意見を聞くことなく裁判所が一方的に下すことは避けるべきだと考えます。</p> <p>・コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダの特定作業を行うための十分な人的・技術的資源は限られているため、情報開示などの対応の遅延に繋がり、被害者が不利益を被る可能性がある点を留意しなければならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>WHOIS 等の登録情報の正確性は保証されておらず、登録情報自体が不完全であることもしばしばある。また、いわゆるアクセスプロバイダではなく、個人や一般事業者が登録されていることもある。</p> <p>また、「アクセスプロバイダにおいて、発信者に割り振られた IP アドレスやタイムスタンプのみではログや発信者を特定できない場合があり、これに加えて接続先 IP アドレスやポート番号といった付加的な情報が適切にアクセスプロバイダに提供されることが必要となるケースがあることから、これに対応する必要がある。」と記載があるが、こういった付加的な情報についてそもそも特定して保有、管理するシステムを有していない事業者も少なくなく、提供命令制度を創設することによって、直ちに解決するものではない。すなわち、新しく創設される制度によって、現行法においてコンテンツプロバイダにおいて開示が求められない情報について、現行法と異なる対応が必要とされるのか否かが不明確である。</p> <p>これらの前提条件の下、提供命令という裁判所の命令の中で、コンテンツプロバイダに対し、誰に何をすることを命じるのか、仮に WHOIS 等の登録情報が不完全だったり、虚偽の内容であった場合、その責任は誰が負うのか、発信者情報という個人情報保護を取扱う仕組みとしては不十分と言わざるを得ない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>意見 5 (2) - 4 アクセスプロバイダや発信者の特定に関するノウハウ共有の場の設立に賛成</p>	<p>考え方 5 (2) - 4</p>
<p>新たな裁判手続き（非訟手続き）の円滑な運用に向けて、有識者、プロバイダ等による実務的な検討やノウハウ共有の場を立ち上げられた際には、弊社としても参加させていただき、アクセスプロバイダが発信者の特定に必要な情報の提供など、可能な限り協力させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>最終とりまとめ（案）では、アクセスプロバイダの特定主体はコンテンツプロバイダが適当とされている。新たな裁判手続において、コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダ（ひいては発信者）を特定する際には、最終とりまとめ（案）にも示されているとおり、対応が容易ではないケースも一部生じうる可能性が存在する。上記に鑑み、コンテンツプロバイダの実務に支障をきたさないよう、これまでに培われた特定に資するノウ</p>	

<p>ハウ共有を行う場や、特定作業に対してステークホルダーが支援協力を行う体制など、コンテンツプロバイダに対する支援が行われることが望ましく、総務省はこうした場や体制の立ち上げを積極的に支援すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	
<p>実務作業を担っている事業者・担当者や関連ステークホルダーが十分に連携して、発信者の特定方法について支援協力を行える体制及びノウハウを共有する場を構築することは、極めて重要だと考えます。しかし、アクセスプロバイダの特定に責任を持つコンテンツプロバイダに不釣り合いな負担を強いる危険性を含んでいるとも考えられる。そのため、当該環境の整備にあたっては、制度的な検討と共に密に連携しつつ、コンテンツプロバイダに対する過度な負担とならないよう留意して、取り組まれることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	
<p>意見 5 (2) - 5 提供命令及び消去禁止命令における第三者の関与の必要性</p>	<p>考え方 5 (2) - 5</p>
<p>具体的な運用においては、アクセスプロバイダが消去禁止命令を受ける前に、発信者の特定に資する情報の不足があった場合にその不足した情報の提供をコンテンツプロバイダに求める際は、裁判所がアクセスプロバイダとコンテンツプロバイダ又は被害者（申立人）若しくは代理人弁護士との間に入って調整を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p> <p>なお、個別の事案ではなく全体の体制としては、「コンテンツプロバイダを特定主体としつつ、アクセスプロバイダの特定及び発信者の特定に資する情報の提供を迅速かつ適切に行うためには、現在被害者（申立人）の代理人弁護士等が専門性や実務的知見を有して特定作業を支援していることも踏まえ、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要である。したがって、総務省は、制度的な検討と並行して、上記の体制及びノウハウ共有を行う場の立ち上げについて、事業者団体</p>
<p>発信者情報開示は、コンテンツプロバイダの事前調査やログからの予測が重要で、現在は発信者情報開示を専門に扱う弁護士のノウハウとなっている。これに相当する能力を裁判所が行い得るとは思えないため、制度設計においては、ネットワーク技術者だけではなく、申立て代理人を手続きに関与させる制度が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	

	及び民間事業者等と連携して取り組むことが適当である。」と考えております。
意見 5 (2) - 6 提供命令及び消去禁止命令の発令要件を一定程度緩やかな基準とすることに賛成	考え方 5 (2) - 6
<p>著作権侵害にかかるコンテンツプロバイダへの発信者情報開示請求においては、侵害証拠の取得、権利者による鑑定、開示請求書類の作成までに1ヵ月ほどの時間を要し、その後、アクセスプロバイダへ開示請求を行う際には既に保有するログが消去されており発信者の特定が不可能なケースも考えられることから、消去禁止命令の発令を迅速に行い、権利侵害に関係するログを保存することが最も重要であり、消去禁止命令については開示要件より緩やかな基準とした制度の創設が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本レコード協会】</p>	賛同の御意見として承ります。
<p>提供命令、消去禁止命令に関し、現在の開示要件よりも緩やかにすべき点についても賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	
意見 5 (2) - 7 提供命令及び消去禁止命令の発令要件に関する意見	考え方 5 (2) - 7
<p>消去禁止命令の発令要件について、現行の要件よりも一定程度緩やかにすることですが、現在の開示要件と比較してどの程度緩やかとなるか発令要件の基準を明確化にいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
<p>「現在の開示命令よりも一定程度緩やかな基準」がどのような内容か不明であるが、事実上、どのような申立てであっても認められる運用となる危険がある。その場合、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダの負担（担当者の配置・システムの構築等）が過大になることが想定される。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
意見 5 (2) - 8 提供命令及び消去禁止命令に対して不服申立てや意見聴取の機会が必要	考え方 5 (2) - 8
<p>非訟手続において、裁判所が開示命令、提供命令、消去禁止命令を発する前に、プロバイダ側で命令対象となる発信者情報を保有しているかどうかを確認するプロセスが設けられることは必須であり（保有していないものについて命令を出されても対応しようがないため）、そのプロセスにおいて、プロバイダ側は発信者を特定する作業が必要となるが、特定作業のための時間が十分に確保されるよう制度設計されることを切望します。（ログイン日時・タイムスタンプの組み合わせが多く、接続先 IP アドレスが特定に必要な（特に接続先 IP アドレスが複数ある場合）ツイッターに係る請求案件は、特定作業に時間を要するケースが多く、タイトな時間を設定されると、非訟事件制度を設けたことにより、プロバイダの負担が現行制度より増える結果となりかねないことを懸念しています。）</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

<p>・裁判所のコンテンツプロバイダに対する提供命令について、アクセスプロバイダ側において提供命令における裁判所の判断に不服がある場合、消去禁止命令の審理の段階で、ログ保全の必要性について争える制度としていただくことを要望します。</p> <p>また、アクセスプロバイダに対して消去禁止命令が発令されたときに、アクセスプロバイダにおいて同命令に不服がある場合や、消去禁止命令へ対応することで当社の設備運用に支障が懸念される場合には、アクセスプロバイダから異議申し立てができる制度にさせていただくことを要望いたします。</p> <p>・現行の発信者情報開示請求制度での消去禁止仮処分命令申立てでは、請求者の申立内容に従ってアクセスプロバイダにて通信記録を調査し、一意の発信者特定に至らなかった場合は消去禁止仮処分命令の申立取下げとの実務になっていると認識しております。</p> <p>そのため、今回の新たな裁判手続におけるアクセスプロバイダでの通信ログ調査においても、同様に一意の発信者特定に至らなかった場合は、消去禁止命令が発令される前の段階でアクセスプロバイダからこれまでの消去禁止の仮処分と同様に特定不十分として消去禁止命令が発令されないことを法律に明示していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	
<p>コンテンツプロバイダから提供された発信者情報だけではアクセスプロバイダにおいて発信者情報を特定できない場合（例：タイムスタンプと IP アドレスだけではなく、接続先 IP アドレスが必要となる場合）が生じることが考えられます。そのため、消去禁止命令を発令する前に、アクセスプロバイダにおける発信者の特定の可否について裁判所がアクセスプロバイダの意見を聞く機会を設けることを検討すべきです。</p> <p>また、消去禁止命令の下であっても、アクセスプロバイダによる発信者情報の特定作業それ自体に要する時間・労力が現行と比して大幅に削減されるものではない（実質的な作業工数に大差はない）ことから、各手続きに要する時間について必要に応じて関係者にヒアリングした上で、消去禁止命令に対応する期日を実務上の対応の可能性も踏まえて設定すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>意見 5（2）－9 アクセスプロバイダや発信者の特定について、コンテンツプロバイダ側に何かしら強制力を確保する制度的担保が必要</p>	<p>考え方 5（2）－9</p>
<p>課題に関し、発信者側の立場からの論点のみが上がっているが、開示請求者側にも以下のような課題が存在する。</p> <p>すなわち、最終とりまとめ案における制度案は、基本的に健全かつ協力的なプロバイダを想定した性善説的な制度志向によっている案と思われるところ、非協力的なプロバイダ、特に海外のコンテンツプロバイダが同制度への協力を拒んだ場合には、制度自体が破綻するおそれがある。特に現状での侵害情報の多くが、海外コン</p>	<p>「まず、実効性確保という観点について、海外プロバイダに対する発信者情報の開示やアクセスプロバイダへの特定及び発信者情報の提供等は、新たな裁判手続の中で、非訟手続</p>

<p>テンツプロバイダに運営されている現状に鑑みれば、制度が有効に働く場面がごく少数の場合にとどまってしまうことが考えられる。</p> <p>なお、これを有効に機能させるためには、制度に参加するメリット又は制度に参加しないデメリットをはっきりと示す必要があると思われるが、例えば、協力しない場合のプロバイダ自身の被害者への損害賠償責任推定規定を置くなどのサンクションを導入する必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	<p>における裁判所による命令とすることにより、決定の実効性を確保することが適当である。」特に、発信者情報の提供命令においてコンテンツプロバイダがアクセスプロバイダの特定主体となる場合には、大手海外コンテンツプロバイダも参加する形で、プロバイダや有識者が協力して、発信者の特定手法についてのノウハウ共有を行う場を形成することが必要である。」と考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>注 24 の指摘に賛同します。侵害投稿に係る接続先 IP アドレスが開示されない等コンテンツプロバイダから提供される情報が不足していることにより発信者の特定に至らないことがあると考えられるため、アクセスプロバイダの特定だけではなく、発信者の特定のために必要な情報をコンテンツプロバイダ側に提供させることの制度的担保が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>意見 5 (2) - 10 提供命令の対象となる情報をバスケット条項とすべき</p>	<p>考え方 5 (2) - 10</p>
<p>(1) 意見概要</p> <p>コンテンツプロバイダに提供命令を発令し、アクセスプロバイダの特定作業を行わせるのであれば、「発信者情報」を限定列挙せず、バスケット条項を設けるべきであり、注釈 21 の指摘に大いに賛成である。</p> <p>バスケット条項を設けないのであれば、アクセスプロバイダに対して、省令に定められた「発信者情報」のみで発信者を特定できるようなシステムの構築をするよう法整備すべきである。</p> <p>(2) 問題点の指摘及び意見の詳細</p> <p>アクセスプロバイダが発信者を特定するために必要な情報が省令上の「発信者情報」に列記されていないケースがあり、むしろ現状「発信者情報」といえるのか疑義のある情報も付加しなければアクセスプロバイダにおいて発信者を特定できない状況となっている。</p> <p>現状では任意の協力として、協力的なコンテンツプロバイダにおいては「発信者情報」とは別に付加情報を被害者側に提供していることも多い。</p>	<p>発信者情報については、考え方 4 - 16 のとおり、限定列挙とするのが適当と考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

<p>しかし、厳密に考えると、法令外の情報を開示したとされる可能性もあり、付加して提供した情報が通信の秘密に該当して権利侵害であると指摘されるリスクもゼロではない。</p> <p>そのため、もしコンテンツプロバイダに提供命令を発令して特定作業まで行わせるという事であれば、注釈21の指摘のようにバスケット条項を設け、可能な限り付加情報を提供できるようにすべきである。</p> <p>そうすることで、むしろ発信者特定の可能性を高めることになり、被害者救済に資することにもつながる。協力的なコンテンツプロバイダの善意に委ねるべき問題ではない。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見5(2)-11 提供命令に際して発信者が申立人側に伝わってしまう可能性がある</p>	<p>考え方5(2)-11</p>
<p>取りまとめ案に「この際、アクセスプロバイダ名については、被害者がコンテンツプロバイダと併せてアクセスプロバイダに対しても開示命令の申立てを行うために被害者に通知される必要があると考えられるものの、IPアドレスや電話番号等の発信者の特定に結びつく情報そのものは被害者側には秘密にされたままこれを通知する仕組みが考えられる。」とありますが、特に口コミサイトなどの事案においては、「アクセスプロバイダ」の種類や規模しだいで、その名称だけで発信者が相当程度絞り込めるため、提供命令の段階でこれを被害者に開示することは望ましくありません。(このことは、本来的には「ウ アクセスプロバイダの特定作業を行う主体」でも、前提とされていると思われます。) アクセスプロバイダの名称についても、被害者側への開示はコンテンツプロバイダへの開示命令によるべきであると考えます。</p> <p>この場合、提供命令の段階では裁判所が被害者側にアクセスプロバイダの名称を伏せたまま消去禁止命令を出す必要があるため、それを法律や規則において規定することが必要です。</p> <p>なお、コンテンツプロバイダへの提供命令でアクセスプロバイダが直ちに特定できない場合は、いずれにせよ提供命令により被害者側がIPアドレス等の開示を受ける必要があるため、提供命令の段階で被害者側がアクセスプロバイダの名称を知得する必要は本来ありません。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>提供命令の履行につき、提供先であるアクセスプロバイダの名称等についても裁判所に対する報告を定めた場合には、その報告の結果(及びそれに基づき発せられる消去禁止命令正本など)は、非訟事件記録を構成するものと考えられるところ、そうすると非訟事件手続法32条による閲覧謄写の対象となってしまう、申立人が開示命令を受ける前に発信者情報を知ることができてしまう恐れがある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見5(2)-12 海外事業者における提供命令の履行に関して、当該国の法令の制約に留意が必要</p>	<p>考え方5(2)-12</p>
<p>海外事業者は日本において事業を活動しているが、その法人設立国における法令や規制に従う必要がある。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討</p>

したがって、法人設立国の法令や規制が、開示することができる情報の範囲を狭く定めている場合には、海外事業者は、当該国の法令による手続に則り、当該国の法令や規制に照らした制約の範囲で行動する必要があることに留意する必要があります。

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】

提案されている「提供命令」の制度は世界的にも類を見ない制度であり、特に海外のコンテンツプロバイダにとっては対応に困難を来すことが想定され、結果として現行の仮処分よりも対応に時間を要する可能性が高く、早期の発信者の特定に資するとは考え難い。

➤ 特に、海外のコンテンツプロバイダは日本法のみならず、海外のデータ保護規制・通信の秘密規制にも服している。そのため、日本法においてアクセスプロバイダへの提供命令の制度が創設されたとしても、実際にアクセスプロバイダに発信者情報を開示するにあたっては、海外のデータ保護規制等で許容される範囲内でのみこれを開示できるに留まる。具体的には、海外データ保護規制等との関係で、①データの第三者移転規制や越境移転規制に服さないか、②秘密保持契約等の契約を締結する必要がないか等について、慎重に検討することが必要となる（なおコンテンツプロバイダの所在地のデータ保護規制等のみならず、発信者の居住地のデータ保護規制等や、アクセスプロバイダの所在地のデータ保護規制等が重畳的に適用される可能性もあり、事案毎に都度検討することが必要となる）。他国に類をみない制度により、手続外の第三者にデータを開示する「命令」が下されても、それに従うことが海外データ保護規制等に照らして適法なのかという問題が顕在化する可能性が高い（日本の裁判所が下した命令だからといって、海外において無制限に違法性阻却されるわけではなく、十分な手続保障があったか等の実態が問われる。その場合に、非訟事件で緩やかな要件の下に判断が行われていることをどのように合理的に説明するのか）。例えば、コンテンツプロバイダに対して提供命令が下され、コンテンツプロバイダにおいて IP アドレス等の情報を参照すると、それが海外の運営実態が不透明なアクセスプロバイダのものだった場合、海外データ保護規制等との関係で提供命令を履行できない場合が生じることが想定される。海外のデータ保護規制等との調和を考慮せずに、安易に日本オリジナルの制度を創設することには問題が多い。

【個人】

の参考といたします。

意見5（2）－13 プロバイダの負担という観点にも留意が必要

取りまとめ案の「プロバイダは、契約上又は条理上発信者の権利利益を守る責務を有していると考えられることから」は、従来から逐条解説などで示された考えではありますが、本来内容を問わずに運ぶべき通信を運んだにすぎないアクセスプロバイダが、裁判の当事者になってまで発信者の権利義務を守る義務があるとするのは、やはり疑問です。

アクセスプロバイダは従来から発信者の権利を損なうことがないように尽くしてきましたが、発信者情報開

考え方5（2）－13

御指摘を踏まえ、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」と記載させていただきま

す。いただいた御意見は、今後の検討

<p>示請求の件数が増えるとともに、その負担が過重になってきました。</p> <p>この義務がこれからも重くのしかかるとなれば、誰もが簡易かつ廉価に利用できる電気通信サービスの持続可能性にも影響してしまうことから、電気通信サービスの公益性にも鑑みて、この責務の範囲を現実的に可能な範囲にすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>の参考といたします。</p>
<p>新たな裁判手続においてアクセスプロバイダをコンテンツプロバイダの手続に関与させることにより、三者構造となること、これによりかえって手続が複雑で煩雑となりプロバイダ側の負担が増えるということがないように制度設計をしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>発信者情報開示請求の制度設計にあたっては、プロバイダの手続負担の軽減という利益も当然に考慮されなければならない。新たな裁判手続が創設されることにより、プロバイダに、これまで任意開示の判断に要していたコスト(=新たな裁判手続が導入されることで判断の困難性が解消され削減が見込まれるコスト)を上回るような、新たな時間的コストや金銭的コストが発生することがあってはならない。新たな裁判手続において関係者を巻き込み一体的な解決を志向することは理解できるものの、被害者のための簡便性を重視するあまり、手続に対応するプロバイダ側に、これまでの任意開示や訴訟での負担を超える更なる負担が生じるようなことがあってはならない。それゆえ、アクセスプロバイダの手続への関与方法やその後の手続の設計にあたっては、参加当事者としてのプロバイダの負担を十分に考慮していただきたいと考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	
<p>開示命令のプロセスとログの保全手続のプロセスが同時並行で進められる場合、保全の必要性が確定する前に開示命令への対応を並行して進める必要が生じ、アクセスプロバイダ側の書面对応等による作業負担が増大することが想定されます。</p> <p>このため、同時並行で進める必要性を慎重に検討いただいた上で、実施する場合には上記作業負担の増大につき考慮すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>意見5(2)-14 提供命令への対応に誤りがあった場合にプロバイダに対して免責規定を設ける必要がある</p>	<p>考え方5(2)-14</p>
<p>仮にコンテンツプロバイダにアクセスプロバイダの特定作業の責任を負わせるとしても、コンテンツプロバイダが投稿内容の違法性について争う間にアクセスプロバイダにおけるログ保存期間が経過してしまうことがありうること、さらにコンテンツプロバイダとしても限られた情報でアクセスプロバイダを特定しなければならないため特定不能や誤ったアクセスプロバイダを特定してしまうおそれもあることから、合理的かつ適切</p>	<p>ログ保存期間の経過に関する御指摘については、「コンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスと、アクセスプロバイダの特定及びログ</p>

に争った結果ログ保存期間が超過した場合や提供命令に従い提供・特定作業を行った結果誤りがあった場合などについてコンテンツプロバイダに対する十分な免責条項を定めるべきである。

【弁護士】

の保全手続（提供命令・消去禁止命令）のプロセスは、同時並行で進められることが想定される。」「提供命令及び消去禁止命令は、発信者情報の開示に至る中間段階の手続であって、とりわけ迅速な発令が求められ、また、上記のとおり、発信者の特定に結びつく情報を被害者には秘密にしたまま行われることによりプライバシー侵害の懸念等も低いと考えられることを踏まえると、これらの命令の発令要件については、現在の開示要件よりも一定程度緩やかな基準とすることが適当である」と考えております。

免責条項に関する御指摘については、今後の検討の参考といたします。

意見5（2）－15 ログ保存を義務づけるべき

考え方5（2）－15

最終とりまとめ案においては、新たな裁判制度を前提とした発信者情報消去禁止命令に関する検討の意味がなされている。

しかし、プロバイダが保有するすべてのユーザーのログについて、一定期間以上の保存を一般的に義務づけるべきである。

発信者情報開示請求においては、接続プロバイダによるログの保存期間が3か月から6か月程度と短いため、被害者が、対応できる弁護士に相談に来るまでにすでに対応が不能となっているケースや、有力な証拠となる投稿について、開示ができなくなっているケースが頻繁に発生する。

そこで、プロバイダが保有するすべてのユーザーのログについて、少なくとも1年程度の一律の保存を求めるべきである。

【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会】

ログ保存の義務づけについては、本研究会における中間とりまとめにおいて、「ログについては、通信の構成要素であることから、通信の秘密として保護される対象であり、従来、ログ保存の義務づけにはかなり慎重な検討がなされてきたことに加え、むしろ、プライバシー等の観点から、IPアドレス・タイムスタンプなどのログについては、業務上の必要がなくなった場合には消去しなければならないこととしている既存の法制度

	<p>の考え方との整合性、プロバイダの負担、海外事業者への義務づけの実効性等の観点から、一律のログ保存の義務付けは困難であるとの指摘が多くの構成員からあった。」「これらの指摘も踏まえると、この課題に対応するに当たっては、一律のログ保存義務ではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。」と記載しており、最終とりまとめにおいても同様であると考えております。</p>
<p>意見5（2）－16 命令の管轄規定について</p>	<p>考え方5（2）－16</p>
<p>中間とりまとめ案に対するパブリックコメントにおいては、地方の被害者の実情として、管轄の問題について意見を述べたが、最終とりまとめ案においては、これは一切言及されていない。</p> <p>中央省庁において、地方の開示請求者の立場にある構成員がいない中での議論であるため、検討がされなかったのかもしれないが、あまりに地方の被害者の被害を無視し、地方の被害者の裁判を受ける権利を考慮しないものであるといわざるを得ない。</p> <p>そこで、中間とりまとめ案において既に意見したところであるが、改めて、管轄に関する考えを述べる。</p> <p>まず、地方の実情を説明する。</p> <p>現状、開示請求権がプロバイダ責任制限法による創設的権利であることから、その管轄は原則として被告の所在地にしかなく、東京に本店を置くプロバイダが多いことから、東京地裁に管轄があることが多い。</p> <p>また、海外事業者の場合で国内に営業所がない場合も、民事訴訟規則10条の2及び民事訴訟規則6条の2の規定により、東京都千代田区を管轄する東京地方裁判所に管轄が生じ、結局のところ、この場合も東京地裁において、仮処分、訴訟手続が行われることとなる。</p> <p>仮処分に関して言えば、発信者情報開示仮処分は断行の仮処分であることから、審尋が必要的にな</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>

され、東京地裁では、債務者審尋、双方審尋の2回の審尋がなされるところ、仮処分呼び出しは、1週間以内の期日とされることが多く、また、アクセスプロバイダ保有の発信者情報の保管期間と相まって、開示請求者側も早期の手續を望むこともあり、2回の往復は航空機を使う場合でも、正規料金に寄らざるをえないことが通常である。

これに加え、代理人を選任した場合には、日当も発生するため、都合、仮処分の審尋への出廷だけで相当の費用負担が発生する。

着手金や報酬金に加え、このような費用が発生することによる被害者の負担はあまりに大きく、このような費用負担を伝えた時点で、断念してしまうケースは多い。

このような泣き寝入りをなくすためにも、裁判管轄として、被害者の所在地を定めるべきである。

なお、新しい裁判制度においては、仮にプロバイダの所在地を管轄とした場合、その管轄は、当初相手方として判明しているコンテンツプロバイダの所在地に定められることとなると思われる。

その場合、コンテンツプロバイダと接続プロバイダとは、同一の地域にあるとは限らないことから、接続プロバイダにとって、コンテンツプロバイダの管轄で手續を行うことに利益は存在しない。

その意味では、管轄としてブレがないのは、被害者所在地(被害発生地)を管轄する裁判所に管轄権を認めることである。実際、誹謗中傷は、被害者所在地の近隣に居住する加害者によりなされていることも多い。よって、この意味でも、新しい裁判手續における管轄として、削除請求における場合と同じく、被害者所在地(被害発生地)に認めるべきである。

【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会】

意見5(2)-17 その他の意見

考え方5(2)-17

中間まとめに対する意見募集でも述べさせていただいたが、新たな裁判手續きによって既に裁判外で発信者情報が開示されている請求事例に対して影響を与えないよう考慮された裁判外手續制度の設計をお願いしたい。

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

【一般社団法人 日本レコード協会】

コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する場合、無関係なアクセスプロバイダが誤って特定され、当該アクセスプロバイダが不利益を被ることのないような、当該特定に係る制度設計を望みます。

いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。

【一般社団法人 テレコムサービス協会】

CPがAPを特定できない場合にCPのみに開示命令を出して、改めてAPへの開示命令申立てを求めるとあるが、これは二度手間であり、もともとAPしか特定できない情報であれば発信者のプライバシーへの侵害度合いは低いので、APを特定する情報は被害者にも開示し、AP特定作業に被害者も初めから関与させるべきであ

「アクセスプロバイダ名については、被害者がコンテンツプロバイダと併せてアクセスプロバイダに対し

<p>る。</p>	<p>【個人】 ても開示命令の申立てを行うために被害者に通知される必要があると考えられるものの、IP アドレスや電話番号等の発信者の特定に結びつく情報そのものは被害者側には秘密にされたままこれを通知する仕組みが考えられる。また、ログの消去禁止命令についても、提供命令と同様に、発信者の特定に結びつく情報そのものは被害者側には秘密にされたまま行われることが想定される。」と考えております。</p>
-----------	---

5(3). 新たな手続における当事者構造	
意見5(3)-1 当事者となるプロバイダに発信者の利益を守る役割を担うことが期待される	考え方5(3)-1
<p>プロバイダは非訟手続における当事者となり、現行法同様に発信者の利益を守る役割を担うことが期待されます。仮にプロバイダが、防御活動について何ら法的責任を負わないこととなれば、費用をかけて他人の利益のために防御活動をおこなうことは経済的合理性のない行為となるため、実行されず、発信者の利益は守られない結果となるでしょう。したがって、現行法同様、プロバイダが適切な防御活動をしない場合には、通信の秘密の侵害となることを、最終とりまとめに明記すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	<p>本研究会における中間とりまとめにおいて、「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待される」と記載しており、最終とりまとめにおいても同様であると考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
意見5(3)-2 コンテンツプロバイダが主体的に問題解決に取り組むべき	考え方5(3)-2
<p>当事者構造は、発信者からの情報を利用するコンテンツプロバイダが前面に立つべきで、発信者の意見を代弁する役割もコンテンツプロバイダが担うべきと考える。違法な情報の責任は発信者にあるとしても、その情報を利用しているのはコンテンツプロバイダであり、コンテンツプロバイダが主体的に問題解決に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p> <p>なお、「具体的な制度設計に当たっては、上記の①～④の議論を踏まえ、原則として現行の意見照会制度を維持することとしつつ、より適切に発信者の意見を反映させるための方策が設けられることが望ましい。その際、新たな裁判手続では、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダが連携してより確実に発信者の権利利益の保護を図る設計も可能なのではないかという指摘があったことにも留意し、制度の具体化について検討を行うことが望ましい。」と考えております。</p>

意見5（3）－3 直接の当事者となるのはプロバイダであるが、発信者の権利保障を行う抽象的・一般的な義務を負うものではない	考え方5（3）－3
<p>新たな裁判手続きによって、プロバイダが発信者の権利・利益を守る抽象的/一般的な責務を一方的に負わされるものではないことは留意頂きたいと思えます。</p> <p>発信者情報を保有しているのはプロバイダであるため、新しい裁判手続きにおいても直接の当事者となるのはあくまでプロバイダである。そのため、裁判所において十分な審理がなされず、発信者情報開示が不当に増加しないような仕組みとすることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>本研究会における中間とりまとめにおいて、「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待される」と記載しており、最終とりまとめにおいても同様であると考えております。</p> <p>後段の御指摘については、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>現行の法律が意図しているのは、問題となっている表現自体や、プロバイダが有している資料のみによって権利侵害の明白性を否定できる場合は、発信者情報を開示しない、そうでない場合は発信者情報を開示した上で、被害者対発信者の訴訟において、発信者は自己が有する資料に基づき十分な攻撃防御を尽くすという構造である。すなわち、被害者対プロバイダの訴訟で、発信者の手続保障を十分に確保するなどということは元々想定されていない。現行制度でも、プロバイダは発信者の意見を聴くだけであり、それに従う義務は法律上定められていない。表現自体やプロバイダ自身が有する資料に基づき可能な主張を行う条理上の義務はあるが、それは、発信者の意向に沿った「代理戦争」を行う義務ではない。最終とりまとめ（案）には、プロバイダに発信者の代理人的行動をとることを期待するような記述が見受けられるが、プロバイダに過大な負担をかけるものであり、不適切である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本研究会における中間とりまとめにおいて、「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待される」と記載しており、最終とりまとめにおいても同様であると考えております。</p>

5(4). 発信者の権利利益の保護	
意見5(4)-1 原則としてプロバイダは発信者への意見照会を行うことが適当	考え方5(4)-1
<p>賛同します。</p> <p>スラップ訴訟だからといって、発信者の萎縮を懸念して発信者への意見照会を控えるべきではないと考えます。自らの情報の開示請求があったことを知らされないことの方が発信者にとって不利益です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
意見5(4)-2 意見照会や異議申立てに関する判断基準等を明らかにすべき	考え方5(4)-2
<p>現行の意見照会においても、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の定める書式に従って「開示するかどうか」に加えて「不開示の場合、その理由」について照会しているところ、これら以外にプロバイダが事前に意見照会を行うべき事項が想定されるのであれば、かかる事項について、上記書式にて特定し、明確化することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>新たな裁判手続(非訴手続)において、直接的な当事者となるプロバイダが、裁判所の手続の中で当事者としての主張を行う前に、意見照会により発信者の意見を確認することになりますが、争点となる可能性が高い事項や、書き込み内容の真実性など、発信者しか知り得ない事項について事前に意見照会を行い、情報を入手しておくことが望ましいとされています。</p> <p>しかしながら、中小規模のCATV事業者等がこのような情報を発信者から入手することは容易でないと懸念します。このため、制度設計を行う際には、例えば、ガイドラインの書式へこの情報を簡易に入手可能な項目の設定等、その意見照会を支援する枠組みも併せて検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
<p>各プロバイダが適切に判断できるようにするため、異議申立の要否を検討するための判断基準・判断ポイントを明確にガイドラインなどでお示しいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	
意見5(4)-3 異議申立てについては直接の当事者であるプロバイダが最終的に決定すべき	考え方5(4)-3
<p>プロバイダは、現状の発信者情報開示請求においても、意見照会の実施等、発信者の権利保障に関する取り組みを行っております。</p> <p>そのため、開示決定に対して発信者から異議申立てを希望する意向が示された場合であっても、一律にプロバイダによる異議申立てを必須とするものではなく、発信者の意向を尊重したうえで、異議申立て要否の判断はプロバイダ側の裁量に委ねる制度としていただくことを要望いたします。</p>	<p>「制度的には異議申立てについては直接の当事者であるプロバイダが最終的に決定すべき事項ではあるものの、発信者から非訴手続における開示決定に対して異議申立てを希望</p>

<p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>プロバイダが異議訴訟を起こす場合、弁護士費用の負担なども多額になることから、十分な理由がなくても発信者の意思だけでプロバイダに訴訟提起の義務が生じるとすれば、負担が重くなりすぎるといえます。</p> <p>そもそも、発信者側に不服が生じるのは、本来開示が認められるべきでない場合に開示命令が出た場合ですので、新たな裁判手続の中で発信者の意見を十分に考慮し、争訟性が高いと思われる事案は却下決定をするなど、不当な開示命令が出ないような方向での制度設計が必要と思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>する意向が示された場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じた総合的な判断により異議申立ての要否を検討することが望ましいと考えられる。特に、争訟性が高いと認められる事案について、裁判所により開示決定がなされた場合には、発信者の意向が十分に尊重されるよう一層配慮するとともに、より慎重に異議申立てにより訴訟に移行することの要否について検討を行うことが必要である」と考えております。</p> <p style="text-align: right;">賛同の御意見として承ります。</p>
<p>プロバイダが一方当事者となる手続である以上、プロバイダに発信者の代理を行わせる合理性はなく、異議申立てをするか否かも、プロバイダが完全な自由裁量で判断すべき事項である。</p> <p>左記のような考え方をとる場合、権利侵害を自覚している発信者ほど、開示命令に対して必ず異議申立てを希望するから、結局保全・訴訟手続が必要となり、本手続を経ることにより、被害者が発信者情報の開示を受けるまでの期間はより長期化することが予想される。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方5（4）－4</p>
<p>意見5（4）－4 発信者への意見照会に関して裁判所の関与や指揮が必要</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>アクセスプロバイダにおいて主体的に追加的な意見聴取を行うなどの対応は、専門の法務担当者を有しないプロバイダなどにとって現実的でないことから、裁判所の指揮の中で、発信者の手続保障を十分行うとともに、プロバイダに対して具体的な指示・要請を行っていただくような制度を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>なお、非訟手続を創設する場合の利点として、「訴訟手続よりも裁判所の職権性が強い非訟事件手続においては、裁判所が運用上一定程度後見的な役割を担うことで、発信者は制度上の直接の当事者ではないものの、事件記録に表れた端緒から、発信者の権利利益が損なわれていることを裁判所が把握し、公平の見地から必要と認められる場合には、裁判所からプロバイダに追加の主張を促すなどして、発信者の保護を考え得ること」と考えております。</p>
<p>「発信者の意向を手続の中で尊重」すべきであることには賛同しますが、実施にあたっては、アクセスプロバイダが各プロセスの対応に要する時間を考慮の上、裁判所が判断を下す手続とすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>現行法は、裁判外の開示請求も含めて、開示するにはまず発信者の意見照会をすべきとしているのであり、裁判上の開示請求においていつの段階で意見照会すべきかは規定していない。まして非訟手続で意見照会は義務的としても、その時期は、23 頁で書かれているような「裁判所が開示要件を満たすと心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取」を求めるということも可能であり、囑託ではなく義務的な命令ないし指示とすれば、意見照会義務を廃止したことにもならない。また、このような仕組みなら、24 頁の「他方で」に記載されているような、プロバイダに自分で照会の要否を判断しなければならないことにもならない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

<p>意見5(4)-5 発信者への意見照会に関するアクセスプロバイダとコンテンツプロバイダの関係についての意見</p>	<p>考え方5(4)-5</p>
<p>まず前提として、発信者に意見照会ができるのは、APだけで、発信者の身元情報を直接知り得ないCPは意見照会ができない。その点は明確にして、CPに対する開示命令・提供命令は意見照会を必要とせずに出されることを明示すべきである。</p> <p>もっとも、直接知り得ない場合でも、メールアドレスがあったりSNSでの連絡は付けられるといった場合には、なお意見照会をした方が発信者の手続保障には寄与するであろう。こうした場合により可能な意見照会は、可能な限りで必要とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>アクセスプロバイダ及びコンテンツプロバイダには現行法と同様に意見照会義務が課せられることを前提に、「具体的な制度設計に当たっては、上記の①～④の議論を踏まえ、原則として現行の意見照会制度を維持することとしつつ、より適切に発信者の意見を反映させるための方策が設けられることが望ましい。その際、新たな裁判手続では、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダが連携してより確実に発信者の権利利益の保護を図る設計も可能なのではないかという指摘があったことにも留意し、制度の具体化について検討を行うことが望ましい。」と考えております。</p>
<p>当事者構造として、プロバイダが直接的な当事者となることは異存ないが、1つの手続きにおいてコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダが存在する中で、権利侵害の明白性や正当性の主張において両プロバイダの主張立証が重複することが想定されるため、両プロバイダの主張立証が重複して無駄が生じることのないようなルール作りや運用を行うべきである(例えば、一義的には発信者から意見照会の回答が得られやすいアクセスプロバイダが主張を行い、コンテンツプロバイダは当該主張を確認したうえで追加主張を行うなど)。</p> <p>コンテンツプロバイダがメールアドレス等を保有している場合には、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがそれぞれ発信者への意見照会を行い発信者としては2回意見照会を受けることになるが、手続きにおいて発信者の意見を反映する観点からも1つの手続きにおいて2回発信者への意見照会を行う必要性は乏しく、アクセスプロバイダが特定できた場合にはアクセスプロバイダが発信者の意見照会を行いその結果をコンテンツプロバイダに共有すれば足り、コンテンツプロバイダからの発信者の意見照会義務は不要にするなどの対応を検討頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御指摘については、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>新たな手続における当事者は、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの両方であり、発信者への意見照会やその結果を踏まえた対応は両者が連携して適切に行うものと考えます。</p> <p>また、開示命令と消去禁止命令のプロセスを並行して進める場合(保全手続においても意見照会を行うこととなった場合)、意見照会はどちらのプロセスで行うことになるかを明確にすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>考え方5(4)-6</p>
<p>意見5(4)-6 意見照会が不要な事例についての意見</p>	<p>考え方5(4)-6</p>
<p>状況に応じて、ガイドライン等への追記を図ることはとても重要である。当該検討プロセスにおいては、事業者と密に連携し、関連事例の蓄積などによる実態を踏まえたものとするのが重要だと考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】

濫用的開示請求は、権利侵害性の要件があるのでほとんど存在しないし、単なる意見照会程度の負担を課題に評価して、発信者情報開示に実体法上の要件を付与することは、針小棒大な議論といわざるをえない。

問題があるとすれば、明らかに不当な請求でも本人に意見照会するように勧めるガイドラインであり、その点を改めるべきである。

【弁護士】

「現行法においても、意見照会を行わなくてもよい「特別な事情がある場合」について、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、プロバイダ責任制限法第4条第1項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むとされている。この点、どのような場合に、開示請求の濫用であり意見照会が不要であるかの判断をプロバイダが行うことは多くの場合難しいと考えられ、やはり原則としてプロバイダは発信者への意見照会を行うことが適当であると考えられる。ただし、開示請求の濫用であり、意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の中で図られるのであれば、状況に応じて、ガイドライン等への追記を検討していくことも望ましい。」と考えております。

5(5). 開示要件	
意見5 (5) - 1 非訟手続による開示要件について、現行法と同様の要件を維持することに賛成 開示要件として、権利侵害の明白性が維持されたことは適切であると考えます。 【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】 非訟手続における開示要件が現行法と同様であることは妥当と考える。しかし、判断が権利侵害の明白性と侵害有無という二重の基準を明確にする必要があり、ケーススタディも各々で蓄積することになる。 【個人】	考え方5 (5) - 1 賛同の御意見として承ります。
意見5 (5) - 2 非訟手続による開示要件について、現行法と同様の要件を維持することに反対 「権利侵害の明白性」は、蓋然性で足りるものとすべきである。より正確に言うなら、被害者が発信者に対して法的手段を用いる場面で要求される主張立証責任の範囲を超えて、主張・立証を要求されることはないように、要件の文言を工夫すべきである。発信者情報の開示請求の段階では、発信者が関与していないのであるから、その手続で発信者に法的責任があるかどうかを終局的に決定することはできないし、判決の効力面でも「権利侵害の明白性」が認められたとしてもその点に効力は生じない。他方、被害者は、発信者の身元が不明であることからその法的紛争を裁判によって解決する機会を阻まれており、本制度はそのような裁判を受ける権利が損なわれている状態を是正するものであって、その段階で本来の裁判で要求される以上の主張立証を要求されるのは、背理である。 なお、この点は、非訟事件とする場合に限らず、現在の請求権についてもいえることであり、ただ簡易迅速な開示を実現するためには一層妥当するというものなので、非訟手続創設を機会に再検討を願いたい。 【個人】 「権利侵害の明白性」について、発信者のプライバシーの観点から、権利侵害の有無が慎重に判断されるべきことまで否定するものではないが、逐条解説において述べられているように「不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存しないことまでを意味する」ことは不当である。 すなわち、発信者情報開示請求は、その開示された発信者情報をもとに、自己の権利を回復するために用いられ、この回復手段の一つとして、発信者に対する損害賠償・謝罪広告請求訴訟があるところ、そこでは、違法性阻却事由の立証責任は、その存在をうかがわせる事情も含めて、被告たる発信者が負担する。 ところが、インターネット上での権利侵害の場合には、それが損害賠償等請求訴訟の準備のための手続であるにも関わらず、本番である損害賠償等請求訴訟よりも厳格な方法での疎明乃至証明を強いられる結果となっている。 また、「事情が存しない」という事実は、存在しないことの証明、すなわち、悪魔の証明に類するものであ	考え方5 (5) - 2 「中間とりまとめにおいては、「円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める発信者情報開示請求権の開示要件（「権利侵害の明白性」の要件）について、より緩やかなものにするべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある。」とされたところである。」「したがって、前述の2. で検討したとおり、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方(案2)を採用する場合であっても、中間とりまとめの記載のとおり、非訟手続によるプロバイ

<p>り、発信者側の事情が無限に存在しうることを考えれば、被害者側において、これを特定することは必ずしも容易ではない。</p> <p>加えて、開示の要件の厳格さから、プロバイダ等が発信者情報を開示した後に発信者から責任追及されること等を恐れて、任意の開示にほとんど応じない理由ともなっている。</p> <p>以上のとおり、「権利侵害の明白性」の要件は、厳格に過ぎ、これを見直されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	<p>ダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当である。」と考えております。</p>
<p>意見 5 (5) - 3 非訟手続の決定に際して、決定の「理由」が記載されるべき</p>	<p>考え方 5 (5) - 3</p>
<p>・非訟手続において裁判所が開示命令を発する場合または開示を認めない決定をする場合、裁判所にその理由の開示を義務付けるよう制度設計すべきです。p. 29 の脚注 33 に記載されているように理由の記載を裁判所に委ねること、また、p. 29 の上から 3 行目 2 にあるように、判例雑誌等での公表に期待することでは、不十分であると考えます。</p> <p>理由が開示されないと、p. 32 の第 4 章の第二パラグラフで民間に期待されている事例等の集積に影響をきたし、結果として、任意開示の促進に悪影響が及ぶことが懸念されます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>「新たな裁判手続における開示可否判断の理由の記載については、裁判所において適切な運用が図られることを前提として、後述の裁判外（任意）開示においてプロバイダが円滑に開示可否の判断を行うことを可能とすること等を目的に、事業者団体及びプロバイダを中心に、関係者間で開示可否に関する事例の蓄積を図り、ガイドラインなどに追記していくことが望ましい。」と考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>3. 決定理由の記載による透明性の確保</p> <p>現行制度では、発信者が特定されるまでに必ず一度判決が出ることとなります。このため、すべての事件について、裁判所の判断は文書化され、客観的な検証を可能とするものになっています。非訟手続についても裁判所の判断は検証可能なものでなければなりません。非訟手続の決定には、従来の判決と同様に「理由」が記載されるべきです。</p> <p>非訟手続の採用により、これまで 2 回行っていた手続きを 1 回で済ませることが可能となりました。これによる大幅な負担軽減を考慮すれば、裁判所に対して、決定の理由の記載を求めることは、裁判所に過度な負担を押し付けるものとは言えないでしょう。裁判所が決定に理由を記載すべきことを、最終とりまとめに明記すべきです。</p> <p>なお、最終とりまとめは行政による提案であるため、三権分立の下における裁判所の運用について詳細を記載することへの抵抗があるかもしれません。しかしながら、最終とりまとめが行う本法の提案は、それ自体新たな裁判制度の提案であり、司法に対する謙抑性の配慮はその出発点から不要なものとなっています。むしろ運用も含めた適切な「新制度パッケージ」を提案することが、司法に対する責任を果たすこととなると思われます。このような観点から、非訟事件については決定の理由が記載されるべきであることを、最終とりまとめに明記すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	

意見5 (5) - 4 開示可否に関する事例の蓄積に関する意見	考え方5 (5) - 4
<p>新たな裁判手続において、非訟手続とした場合に、判断内容が非公開となることに関し、「事業者団体及びプロバイダを中心に、関係者間で開示可否に関する事例の蓄積を図り、ガイドラインなどに追記していくことが望ましい。」とあるが、判断内容が非公開となることにより、事例の共有・蓄積が損なわれることは、プロバイダばかりではなく、開示請求側にも言えることであり、これらの判断の蓄積について、プロバイダとの間で武器対等である必要があることを考えれば、開示請求者側においても、事業者団体、プロバイダと同様に、事例に触れる必要があるといえる。</p> <p>その意味では、事業者団体、プロバイダにおける検討に関しては、開示請求者側の立場の者を交え、かつガイドラインの公表だけでなく、同議論の推移についての公表を行っていくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>新たな裁判手続における開示可否判断の事例の蓄積については、ガイドラインへの追記のみではなく、総務省の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律一解説一」においても反映すべきです。特に、新たな裁判手続における裁判所の判断に従って裁判外で発信者情報を任意開示することと通信の秘密との関係について、明記すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
意見5 (5) - 5 その他の要件についての意見	考え方5 (5) - 5
<p>最終とりまとめにおいては、主に、新しい裁判手続きを前提にプロバイダ責任制限法の要件の検討が行われている。</p> <p>しかし、仮に現行制度と新しい裁判手続が並行する制度設計をする場合、現状の訴訟手続における要件論は残ることになるが、この場合の「特定電気通信による」、「情報の流通により」及び「権利侵害の明白性」の要件を撤廃されるべきである。</p> <p>「特定電気通信」すなわち、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」によるものに限定することにより、電子メールや直接のメッセージによる誹謗中傷（それは時に、同時送信により行われ、実質的には不特定の者に対して行われる）が除外されることは、不当である。</p> <p>次に、「情報の流通により」に関しては、名誉毀損や誹謗中傷だけでなく、匿名や偽名による詐欺行為などの場合でも、人の財産的被害が生じ、同被害やこれによる精神的負担が起因して、自死に至るケースもあり得るところ、同要件により、これが除外されることは不当である。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	<p>御意見として承ります。</p>

5(6). 手続の濫用の防止	
意見5(6)-1 手続の悪用・濫用防止が必要	考え方5(6)-1
<p>スラップ訴訟等当該手続の悪用・濫用は現行法下でも散見され、表現の自由の萎縮効果となっていることから、濫用防止に向けた慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	賛同の御意見として承ります。
<p>手続の悪用・濫用防止の視点は非常に重要である。インターネットは中立的な世界であり、真に救済を必要とする被害者もいれば、攻撃的な悪意をもって手続を利用する「自称被害者」も多数存在することを常に意識すべきである。</p> <p>現行手続において生じている問題として、コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の仮処分において認容決定が下された場合、プロバイダ側がこれに対して保全異議、抗告を行っても間接強制停止の効果はないため、発信者情報は最初の認容決定の段階で開示せざるを得ない。ところが、後に保全異議や抗告が認められて認容決定が覆されても、開示した発信者情報を廃棄させたり、利用できなくさせたりすることはできない。このような不合理な結果をなくすため、開示命令については異議申立てがある場合には開示命令の効力を生じさせず開示させないことや、開示された場合においても後にその決定が取り消された場合には開示された情報を廃棄する義務を負わせ、かつ、利用を禁止する等の規定を置くべきである。</p> <p>【個人】</p>	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
<p>スラップ訴訟の懸念は非常に高いと考えます。</p> <p>発言者への圧力のみならず、コンテンツプロバイダへの圧力にも悪用される恐れがあります。</p> <p>厳密な悪用防止のためのルールが必要と考えます。悪用防止のルールが確立できないならば、現状のままもやむなしと考えます。</p> <p>【個人】</p>	「具体的な制度設計において、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける際には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じ、濫用的な蒸し返しが防止できるような制度設計を図ることが適当である。」と考えております。
意見5(6)-2 手続の悪用・濫用の具体的状況を把握すべき	考え方5(6)-2
<p>新たな裁判手続の悪用・濫用防止のためには、その運用状況を定期的にチェックして改善を図るような枠組みを検討することが必要と考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。
<p>検討の背景に、発信者情報開示制度の濫用（悪用）とも考えられるケースが見られるといわれているが、具</p>	

<p>体的な状況が見えておらず、事例や発生数等を示すべきである。制度見直しの本来の趣旨が違法な投稿による被害者の救済であるべきところに、逆側から表現の自由を持ち込み、発信者情報を開示しない方向へ誘導しているように思われなためには、その実情をしっかりと把握すべきと考える。なお、違法な投稿が問題になった件数に対し、制度濫用のケースはかなり少ないのでは。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 5 (6) - 3 手続の悪用・濫用は発信者情報開示に限らない問題である</p> <p>濫訴のおそれについては、発信者情報開示請求にかぎったことではなく、濫訴をおそれるがあまりに被害者救済が図られにくくなる状況が生み出されることについては賛同しかねる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>考え方 5 (6) - 3</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 5 (6) - 4 その他の意見</p> <p>発信者に対する嫌がらせなどの禁止については、例えば内部告発を匿名で行ったような場合に開示された発信者情報を利用して報復に出ることなども禁止されるべきである。</p> <p>他方で、同一の発信者により多数人が権利侵害を受けているような事例で、被害者が、あるいは代理人弁護士が、ある一人の被害者のために開示された発信者情報を他の被害者の権利行使にも利用したり共有したりすることは認められるべきである。</p> <p>こうした具体的な事例を念頭に、規定の改正を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 5 (6) - 4</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>中間とりまとめにおいては、プロバイダ責任制限法 4 条 3 項の規定を強化する方向での指摘がなされ、指摘を踏まえて検討を加える旨の記載がなされていたが、最終とりまとめ案においては、そのような方向性での検討ではなく、蒸し返し防止できる制度設計、意見照会方法などを模索することとなったことについて、賛成する。</p> <p>プロバイダ責任制限法 4 条 3 項は、多くの裁判例において判断されている通り、その内容は民事上的人格権侵害、不法行為の判断とほぼ変わるところはなく、注意的規定であると読むことが相当であり、棄却された裁判例を見る限り、この規定自体が発信者側から濫用的に主張されることの多いものであることもあって、上記以上の意味のある規定とすることについては反対である。</p> <p style="text-align: right;">【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】</p>	

5(7). 海外事業者への対応	
意見5(7)-1 海外事業者に対する実効性確保が必要	考え方5(7)-1
<p>海外事業者が運営するプラットフォームにおける当協会会員レコード会社の著作権侵害事案が多く、発信者情報開示請求を含めその対応に苦慮している権利者も多いことから、申立書の送達に代わる簡易な方法による手続の創設を強く望む。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本レコード協会】</p>	賛同の御意見として承ります。
<p>取りまとめ案のとおり、誹謗中傷や名誉毀損などは海外事業者の SNS で行われる機会が増えていることから、海外事業者への実効性のある対応が必要となります。</p> <p>発信者情報開示は事後的な権利回復の手段にすぎないため、そもそも SNS で権利侵害を生じさせない取り組みが求められます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
<p>当社が中間とりまとめ案について意見を提出した「日本における裁判所の判断が迅速に海外で実行されるような仕組みの導入」に関して、実効性の確保の観点から海外プロバイダに対する発信者情報の開示等は非訟手続において裁判所の命令とすること、および係る開示命令にあっては申立書の直接送付など条約で認められている簡易な方法による迅速な海外への伝達が可能となる仕組みの導入が適当であることが示されており、当社はこれも妥当であると考えます。新しい非訟事件手続による迅速な海外プロバイダへの命令伝達は、ぜひ早急な導入をご検討いただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	
意見5(7)-2 海外コンテンツプロバイダも参加する形でノウハウ共有を行う場を形成することが必要	考え方5(7)-2
<p>海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を実施し得ることとした場合、海外事業者に過度な負担を課すことにならないかという観点も留意しつつ、実効性のある方法を検討すべきだと考えます。そのため、海外のコンテンツプロバイダなどを巻き込んだ場の形成が極めて寛容であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	賛同の御意見として承ります。
<p>発信者特定の支援体制およびノウハウ共有を行う場に MVNO も参加することが必要と考えます。また、海外のコンテンツプロバイダに対しては、総務省から上記の場に参加するよう働きかけることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
意見5(7)-3 海外事業者に対する実効性確保に当たっての課題に関する意見	考え方5(7)-3
<p>また、海外事業者は日本において事業を活動しているが、その法人設立国における法令や規制に従う必要が</p>	いただいた御意見は、今後の検討

ある。したがって、法人設立国の法令や規制が、開示することができる情報の範囲を狭く定めている場合には、海外事業者は、当該国の法令による手続に則り、当該国の法令や規制に照らした制約の範囲で行動する必要があることに留意する必要があります。

【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構】

提案されている「提供命令」の制度は世界的にも類を見ない制度であり、特に海外のコンテンツプロバイダにとっては対応に困難を来すことが想定され、結果として現行の仮処分よりも対応に時間を要する可能性が高く、早期の発信者の特定に資するとは考え難い。

特に、海外のコンテンツプロバイダは日本法のみならず、海外のデータ保護規制・通信の秘密規制にも服している。そのため、日本法においてアクセスプロバイダへの提供命令の制度が創設されたとしても、実際にアクセスプロバイダに発信者情報を開示するにあたっては、海外のデータ保護規制等で許容される範囲内でのみこれを開示できるに留まる。具体的には、海外データ保護規制等との関係で、①データの第三者移転規制や越境移転規制に服さないか、②秘密保持契約等の契約を締結する必要がないか等について、慎重に検討することが必要となる（なおコンテンツプロバイダの所在地のデータ保護規制等のみならず、発信者の居住地のデータ保護規制等や、アクセスプロバイダの所在地のデータ保護規制等が重疊的に適用される可能性もあり、事案毎に都度検討することが必要となる）。他国に類をみない制度により、手続外の第三者にデータを開示する「命令」が下されても、それに従うことが海外データ保護規制等に照らして適法なのかという問題が顕在化する可能性が高い（日本の裁判所が下した命令だからといって、海外において無制限に違法性阻却されるわけではなく、十分な手続保障があったか等の実態が問われる。その場合に、非訟事件で緩やかな要件の下に判断が行われていることをどのように合理的に説明するのか）。例えば、コンテンツプロバイダに対して提供命令が下され、コンテンツプロバイダにおいて IP アドレス等の情報を参照すると、それが海外の運営実態が不透明なアクセスプロバイダのものだった場合、海外データ保護規制等との関係で提供命令を履行できない場合が生じることが想定される。海外のデータ保護規制等との調和を考慮せずに、安易に日本オリジナルの制度を創設することには問題が多い。

発信者情報開示については、プロバイダが判決又は決定により法的義務を負う以上、反論の機会の告知である申立書の送付を安易に簡便化するべきではない。なお、仮に非訟事件手続を採用するとしても、ハーグ送達条約において判決や決定まで簡易な手続での送達が認められているわけではなく（簡易な手続による解決は申立てに限った話である）、申立てのみを簡易にすることによって得られる利益は限定的である。

【個人】

この手続きが、非訟手続きであるので、送達条約の 36 で処理出来るのかという点については大いに疑問で

の参考といたします。

<p>あるが、それを置いても、現在、少なく見積もっても1年あたり数百件あるフィリピン等の送達条約非加盟国への送付については、領事館送達を用いざるを得ないことになるが、これは手続き的に問題である。むしろ、民事訴訟法の公示送達が領事館送達不能な場合に限定されていることが問題で有り、新しい司法手続きでは、「相当な場合」でも「公示送達」+「代理人によるメール等による相手方への通知及び報告書の提出」による手続を認めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見5(7)-4 海外事業者の会社法における登記や日本国内の拠点等への送達に関する意見</p>	<p>考え方5(7)-4</p>
<p>外国法人の登記を促す法制度を進め、日本に拠点がある海外事業者であれば、日本法人への送達で足りる形にしてほしい。</p> <p>なお、海外プラットフォームが日本で活動する際は送達先代理人の登録制度を創設することも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>御指摘を踏まえ、「その他、会社法上の外国会社に対する規律と送達の関係等や、電気通信事業法上の登録・届出の際に指定する国内代表者等への送達が可能かという点についても引き続き検討が必要であるという指摘があった。」と記載させていただき</p>
<p>日本に支店・営業所・子会社等を有する海外のコンテンツプロバイダについては、日本の支店・営業所・子会社等に対して発信者情報開示請求が可能となることが望ましいと考える。</p> <p>また、日本に支店・営業所・子会社等を有していない海外のコンテンツプロバイダに対しても、日本で利用できるサービスを提供している場合には、国内において発信者情報開示を行うことが可能となる仕組みの創設を期待する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本レコード協会】</p>	<p>いただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>海外事業者に関しては、送達の仕組みの点だけが吟味されているが、従前から指摘されているように、既に存在する会社法817条に違反している業者を厳格に取り締まっていく運用はあってしかるべきであり、その点を最終とりまとめにおいても明記すべきである。</p> <p>すなわち、海外事業者に関して、会社法817条は、「外国会社は、日本において取引を継続してしようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。」とし（同条1項）、「外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」とされ（同条2項）、かつ「日本に営業所を設けていない場合」には、「日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この節において同じ。）の住所地」に、「外国会社の登記をしなければならない。」とされている（会社法933条1項1号）。</p> <p>このように、法は、海外事業者の国内での裁判対応について、すでに十全に規定しているのであり、今日のような状況が生じているのは、ひとえに、会社法上の代表者設置義務、代表者登記の登記義務が全うされて</p>	

いないことによる。

そこで、国は、海外事業者に対し、このような義務を全うさせるべきである。

なお、本年の電気通信事業法の改正により、外国法人等が電気通信事業を営もうとする場合に、国内における代表者又国内における代理人を定めなければならないこととされており、電気通信事業を営む外国法人はもとより、同法の対応を行わなければならないことを考えれば、同対応とあわせて、上記対応を行うことは、少なくとも電気通信事業を営むコンテンツプロバイダにとって、さほどの負担ではないものと思われる。

【電子商取引問題研究会・九州 IT 法研究会】

日本において多数のユーザーを有している SNS 事業者に対しては、日本の会社法の規定に基づき、日本における代表者を置くよう総務省からも強く働きかけるとともに、これらの事業者がこれを拒むときは、その旨を公表するとともに、創立で定められた制裁を科す等、毅然とした態度を示すべきである。

【弁護士】

<p><第4章 裁判外(任意)開示の促進></p> <p>6. 裁判外(任意)開示の促進</p>	
<p>意見6-1 裁判外(任意)開示の促進に賛成</p>	<p>考え方6-1</p>
<p>趣旨に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p> <p>インターネット上での問題ある投稿がなくなることはないであろう。その被害者が問題解決を図るためには、裁判外(任意)が迅速簡便に行われることが最も重要である。新たな手続で検討されたように、任意の開示手続でも、プロバイダによる発信者情報の保全や適切な開示が行われれば、多くの被害者が救済されることにつながる。こういった流れで発信者の問題発言を抑制し、被害者の発生を低減させることがネット社会に必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見6-2 裁判外(任意)開示の促進に反対</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>裁判外の開示の促進については、現実的に実現することは著しく困難であり、政府が任意開示を促進することには反対である。</p> <p>発信者情報は個人情報であり、海外の多くの国では、個人情報については開示要件を厳格にしてプライバシー保護を図っている。そのため、仮に日本の制度下で裁判外での開示が促進されたとしても、海外事業者の場合、自国法との関係で開示が困難であるという状況に変わりはない。海外の法令の適用を受ける国内事業者も同様である。裁判外の開示の促進は、日本法の改正だけでは解決できない問題であることを認識する必要がある。</p> <p>そのような状況があるにもかかわらず、日本において安易に開示を促進した場合、プロバイダはあくまで法令(海外事業者の場合は自国法も含む)を遵守し、個人情報を管理しているにすぎないのに、日本国内においては「被害者からの任意開示要請に応じない悪質な事業者」として、批判の対象となる危険性がある。このような状況は、海外事業者にとっては日本国内でのサービス展開を委縮するには十分なものであり、結果として優良なサービスが日本国内では提供されないといった不利益も生じかねない。</p> <p>違法な情報か否かの区別は、高度な法律判断であり、プロバイダにとっては非常に困難な場合が多く、最終的には、司法の場で裁判所によって法的に判断されるべき性質のものである。このような性質に照らしても、発信者情報は任意開示には適しておらず、これを促進されても事業者としては対応に苦慮するだけである。</p> <p>研究会の案では、民間相談機関の充実やガイドラインの記載の充実化を方策として挙げているが、民間相談機関の相談結果が正しい保障はないし、ガイドラインに過去の事例をいくら列挙しても、問題となっている情</p>	<p>「裁判外での開示が円滑になされるために、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当である。」と考えております。</p>

報が違法なものであるかどうかを直截的に示すものではなく、あくまで最終的に事業者の判断が必要になることには変わりはないため、任意開示を促進するような効果は期待できない。

【個人】

意見 6-3 専門的な第三者機関の創設が必要

なるべく裁判手続を用いずに、専門的な第三者機関を創設し、第三者機関からの開示要請があることにより、プロバイダ側が任意に発信者情報を開示できるような法制度の検討を進めてほしい。本来は、プロバイダ責任制限法の改正だけではなく、「被害者救済」の視点を第一に置いた包括的なインターネット上の人権侵害に関する新たな法律を制定すべきである。

その際には、事業者の責務と免責や被害者の救済措置を条項として盛り込むべきである。

（理由）

被害者救済を第一に考えたとき、プロバイダの自主規制だけでは限界がある。①プロバイダの責務と免責を明確にし、②被害者救済のための独立した専門的な第三者機関を設けた包括的なインターネット上の人権侵害に関する法律を新たに制定すべきである。

【プロバイダの任意開示】

被害者がなるべく裁判手続を経ずに簡易に、迅速に、低コストで発信者情報を開示できる新たな法制度を制定すべきである。基本的にはプロバイダの自主的取り組みを促すことが重要だが、プロバイダが「人権侵害に当たる」か否かの判断に迷ったときに問い合わせができる専門性、独立性及び実効性を有した第三者機関の設置が求められる。

【第三者機関の役割】

また、第三者機関が「人権侵害に当たる」と判断したときにはプロバイダに開示要請をし、プロバイダが「人権侵害に当たると判断した場合」には2週間以内等、時的制限を設けてプロバイダが当該情報を開示するような仕組みが考えられる。

【第三者機関の独立性・専門性】

第三者機関を設ける場合には、独立性と専門性をどのように確保するかが重要となる。民間に第三者機関を設置するという方法も考えられるが、民間主導でどこまで海外のプロバイダに対して実効性ある要請がなされるかは疑問であり、また、運用の適切性にも疑問があるため、今後はプラットフォーム研究会等で新たな第三者機関の設置を検討して頂きたい。

【地方公共団体の役割】

なお、第三者機関ではなくとも、各地方公共団体で専門的な第三者機関を設け、同機関が被害者に代わって開示要請をするという仕組みも検討すべきである。

考え方 6-3

「裁判外での開示が円滑になされるために、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当である。」と考えております。

また、「民間の取組としては、例えば、事業者団体や権利者団体等で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が以前よりプロバイダ責任制限法に関する各種ガイドラインの策定・運用を行っている。また、一般社団法人セーフティーインターネット協会において、任意開示の促進に向けた施策の検討を行うために、専門家で構成される「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」が設置され、①民間における相談機関の充実に向けた取組の検討、②誹謗中傷に関する発信者情報開示の要件該当性の判断に資する裁判例をガイドラインに集積していく取組の検討が進められている。」と承知しております。

<p style="text-align: right;">【弁護士】</p> <p>とりまとめ（案）には、裁判外（任意）開示については、「権利侵害が明らかな場合」には、任意でプロバイダから開示されることが望ましいと示されているが、仮に、記載の「プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積」といった方策がとられたとしても、プロバイダは、訴訟リスク等を懸念し、積極的に開示するかどうかはわからない。</p> <p>インターネット上の情報発信については、当事者間で解決すべきものもあると思われることから、発信者情報の開示手続きの整備等によって解決が図られることは望ましいことだが、中でも、誰が見ても問題のある情報の発信については、民間事業者によるその判断等を求めるのではなく、国が対処できるような法整備（開示の義務付けや、さらには削除等の義務付け、処罰規定、第三者機関の設置など）を含め、国として主体的に検討すべきであり、発信者情報開示手続きの限界と合わせて、本とりまとめ（案）に記載していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【大阪府 府民文化部 人権局】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>意見 6-4 その他の意見</p> <p>(2) 任意開示を従前以上に促進するとした際に最も懸念されるのは、開示したことに対する発信者からのクレームです。任意開示を促進すれば、訴訟化率の低減等、請求者への対応の手間は減るかもしれないが、逆に発信者からのクレーム対応（特に、発信者が執拗にクレームして来る等、重クレーム化した場合。）に手間取る可能性があります。</p> <p>判決に基づき開示をした場合に発信者からクレームを受けるケースはあまり聞かれないが、任意開示の場合は、発信者がプロバイダによる開示判断に対して発信者が疑義を呈して来ることは十分あり得えます。任意開示を促進するには、プロバイダ側の努力のみならず、投稿者たる国民の間に、こういう投稿をしたら自身の情報を開示されても致し方ないというコンセンサスが形成されることが必要であり、そのためには、表現の自由の確保には配慮しつつ、誹謗中傷投稿等の撲滅に向けた啓発を官民共同して推進していくことが不可欠と考えます。</p> <p>どのような制度設計をしたとしても、この点に実効性が欠けるようであれば、結局被害の量に裁判所もプロバイダも耐えられず、ワークする制度にならないことは明白です。</p> <p>第4章の第二パラグラフに記載の通り、開示要件該当事例等の集積は民主導で行うことでよいと思うが、官も加わらないと啓発の実効性が確保できないと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>考え方 6-4</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討の参考といたします。</p>
<p>(4) 免責規定について</p> <p>免責規定に関しては、開示しないことについての免責がある反面、開示したことについての免責がないが、このような免責の否定が、「権利侵害の明白性」の要件とともに、プロバイダをして任意開示を委縮させてい</p>	<p>本研究会における中間とりまとめにおいて、「例えば、プロバイダにとって要件該当性の判断が困難なケー</p>

る大きな原因となっており、一方で、不開示について免責規定がある現状では（プロ責法4条4項）、積極的な任意開示は望めない。

また、発信者たる発言者は、少なくとも、それが客観的に権利侵害行為に当たり得ると思われる場合につき、発言の対象となった被害者たる相手方に対して、基本的には、自身の発言内容に責任を持ち、直接相対して責任の有無の判断を受けることは本来甘受すべきであり、プロバイダを隠れ蓑にすることを積極的に国が追認しているかのような現状は不当であり、不開示の免責との均衡を図るためにも、開示の軽過失免責を導入すべきである。

【電子商取引問題研究会・九州IT法研究会】

スにおいても裁判外での開示を促進する観点から、本来は開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を設けるという方策も考えられる。しかしながら、発信者情報は、その性質上、いったん開示されてしまうと原状回復が難しいこと、また、本来開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、発信者情報が開示されるケースが増加すれば、適法な情報発信が行いづらくなるなど、表現活動に対する萎縮効果を生じかねないこと、さらに、発信者情報開示制度の悪用や濫用、濫訴等のリスクが高まる可能性や、不真面目なプロバイダによる不適切な対応を是認する形になる可能性などの懸念が払しょくできないことから、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定の導入は不相当であると考えられる。」と記載しており、最終とりまとめにおいても同様であると考えております。

民間相談機関は自らの責任においてプロバイダへのアドバイスを実施するものであると考えます。

【KDDI株式会社】

御意見として承ります。

7. その他	
<p>意見 7-1 ヘイトスピーチへの対応に関する御意見</p> <p>基本的な考え方には同意するが、それに加えて、ヘイトスピーチを禁止することにより「権利侵害情報」としたうえで、適切に発信者情報開示がなされる法制度も検討してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>現行法においてヘイトスピーチは、それが別途「名誉毀損、侮辱、脅迫等」現行法でも違法に当たる場合を除いて、「違法」とは判断されない。</p> <p>しかしながら、最低でも禁止条項がなければインターネット上のヘイトスピーチは野放し状態のままであり、マイノリティは「多大な苦痛を強いられ」(ヘイトスピーチ解消法前文)ている。ヘイトスピーチ解消法の衆参両議院の法務委員会の附帯決議でもインターネット上のヘイトスピーチに関する施策は謳われている。また、2018年に行われた人種差別撤廃委員会の日本審査でも、インターネット上のヘイトスピーチと闘うための効果的措置をとるよう勧告されているところであり(パラ14(d))、現行法では「違法」に当たらないヘイトスピーチに関しても、インターネット上に流通させてはならない情報として禁止され、「権利侵害情報」と解すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>考え方 7-1</p> <p>御意見として承ります。</p>
<p>意見 7-2 発信者情報開示以外の対応の必要性に関する御意見</p> <p>有識者会議で了承された開示要件の緩和については全面的に賛成するが、並行して賠償金額の増加、刑事罰の徹底、啓発や人権の教育、事業者へのパトロールの義務化を行うべき。</p> <p>まず、誹謗中傷の裁判で支払われる賠償金額が低すぎる。新たな手続きでは被害者が事業者側が意義を申し立てれば通常の訴訟となるが、これでは金銭的な問題から断念せざるおえない。ある程度まとまった賠償が得られるようにすべきだ。</p> <p>また、ネットでの中傷が侮辱罪や名誉毀損罪、中傷を受け精神疾患に陥った場合は傷害罪でも問えるよう法改正を行い、啓発すべきだ。ITリテラシーや人権の教育の徹底も必要だが、学校だけではなく社会教育の分野でも進め、大人も学べる機会を作ることが重要だ。中傷する人物は大人も多い。子供だけではなく大人も学ぶ必要がある。</p> <p>また、事業者に対しては人権擁護の措置を義務つけるか、ネットの中傷を非申告制で削除、対応できる体制が必要だ。インターネットの中傷は本人が気づかなければ何年も放置され、多くの人が見てしまう。そのため、事業者側に定期的なパトロールと削除の実施、及びその報告を義務付ける、中傷の書き込みの報告を法務局等へ誰でも気軽に報告し、削除要請できる仕組みが必要と考える。</p>	<p>考え方 7-2</p> <p>総務省では、本年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表し、①ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、②プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実に向けた連携と体制整備、について推進していくこととしております。</p> <p>なお、削除に関する義務づけや過料等を科す法的規制を導入すること</p>

<p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>については極めて慎重な判断を要すると考えられます。</p>
<p>インターネット上の情報発信については、当事者間で解決すべきものもあると思われることから、発信者情報の開示手続きの整備等によって解決が図られることは望ましいことだが、中でも、誰が見ても問題のある情報の発信については、民間事業者によるその判断等を求めるのではなく、国が対処できるような法整備（開示の義務付けや、さらには削除等の義務付け、処罰規定、第三者機関の設置など）を含め、国として主体的に検討すべきであり、発信者情報開示手続きの限界と合わせて、本とりまとめ（案）に記載していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【大阪府 府民文化部 人権局】</p>	<p>その他の取組の必要性については、御意見として承ります。</p>
<p>意見 7-3 裁判手続等の IT 化に関する意見</p>	<p>考え方 7-3</p>
<p>・上記中にも記載したが、ツイッターの大量のログイン時情報がプロバイダ、裁判所に提供される事例、発信者の特定に、送信元ポート番号や接続先 IP アドレス等の付加的な情報が無いと発信者が特定できない事例、IPv6 アドレスが普及してきたこと等を踏まえ、また、誤特定・誤開示のリスクを低減させるために、電磁的方法によるデータ提供や手続きの電子化を推進すべきと考えます。コロナ下において書面手続原則も再検討すべく、関係当事者が協力する体制を構築すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p> <p>発信者情報開示請求が多数に上る中、書面のやりとりによる事務量の増加が各事業者での大きな負担になっており、担当部署の過重労働や手続きの遅延などにもつながっています。</p> <p>新たな裁判手続の導入検討を機に、添付書面のデータでの授受など、発信者情報開示手続全般において、電子化を進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>意見 7-4 文言修正の指摘</p>	<p>考え方 7-4</p>
<p>「アクセスプロバイダにおいて特定の IP アドレスを割り振った契約者」とありますが、日本の IP アドレス管理の用語では、IP アドレスを管理する組織からプロバイダにアドレスを分配することを「割り振り」、プロバイダが割り振られた IP アドレスをエンドユーザに貸与することを「割り当て」と使い分けていることから、「特定の IP アドレスを割り当てた契約者」が適切と思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>御指摘を踏まえ、「割り当てた」と修正させていただきます。</p>
<p>・ 1 ページの脚注 2 の「2012 年」と脚注 3 の 3 行目「令和 2 年」とは、西暦か和暦のどちらかに統一したほうが良いと思います。（または 1 ページの 5 行目の例のように両者の併記。）</p> <p>・ 3 ページの 4 行目「取りまとめ」は「とりまとめ」の誤記ではないですか？（1 ページの脚注 3 等）</p>	<p>御指摘を踏まえ、一部修正させていただきます。</p>

・ 6 ページの 1 行目「すべき」は、「すべきである」と「すべきではない」とのどちらを意味しているのかを明示的に記載したほうが良いと思います。(18 ページの脚注の「すべき」、20 ページの脚注 24 の最下行「すべき」、30 ページの「必要」についても同様。)

・ 10 ページの 13 行目「SMS」は半角で「SMS」と記載したほうが良いと思います。他の箇所の例と同様に。

・ 10 ページの最下行から上に 5 行目「当たって」と同 2 行目「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうが良いと思います。

・ 11 ページの 2 行目の「法律」はどの法律を指しているのですか？

【個人】